

第2次メルケル政権における原子力政策の転換 (I)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-02-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横井, 正信 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/4977

第2次メルケル政権における原子力政策の転換(Ⅰ)

横井正信^(*)

(2011年9月30日 受付)

目次

はじめに

第1章 「原子力からの撤退」政策とその転換への動き

- (1) シュレーダー政権下での「原子力合意」とメルケル大連立政権によるその継続
- (2) 2009年連邦議会選挙と第2次メルケル政権の基本方針

第2章 原子力発電所の稼働期間延長と核燃料税の導入

- (1) レットゲン環境相による原子力政策議論の提起
- (2) ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙とその影響
- (3) 財政再建と核燃料税導入問題
- (4) 原発の稼働期間延長に関する報告書の提出と政府・連立与党の基本合意
- (5) 基本合意後の与野党の議論
- (6) 法案の閣議決定と連邦議会における法案審議
- (7) ランメルト連邦議会議長の批判と連邦参議院における法案審議 (以上本号)

第3章 原子力政策の再転換

結論

はじめに

ドイツ連邦共和国史上初のドイツ社会民主党 (SPD) と緑の党による連立政権として1998年秋に発足したシュレーダー政権が取り組んだ主要な政策の一つは、かつて緑の党の結党理由の一つともなった原子力発電の放棄であった。シュレーダー政権は発足と同時に緑の党指導者の一人であったトリッティンを環境相に起用してこの政策の実現に乗り出し、電力業界等との困難な交渉

*福井大学教育地域科学部地域政策講座

を経て、2001年には原子力法の改正によって「原子力からの撤退」を法制化することに成功した。当時、ドイツには稼働認可をめぐって係争中であったラインラント・プファルツ州のミュルハイム・ケーリッヒ発電所を除いて19基の原子力発電所が存在しており、後述するように、シュレーダー政権下で合意された計画では、割り当てられた残存発電量がなくなった原発を順次廃止し、2020年代初頭までにすべての原発を廃止する予定であった。この計画が実施に移された2002年時点で原発は発電電力総量の29.9%を占めており、約20年のうちに原発を全廃して核エネルギーの平和的利用を完全に放棄するという決定は、発電の問題にとどまらず、経済政策や科学技術政策の観点からも画期的なものであった。その後、この計画に従って、まずミュルハイム・ケーリッヒ発電所の廃止が確定された後、2003年にはニーダーザクセン州のシュターデ発電所が、2005年にはバーデン・ヴュルテンベルク州のオブリッヒハイム発電所が実際に廃止され、2009年連邦議会選挙の前後までにはさらに4基の原発が廃止される見込みであった。

しかし、緑の党の政権参加と原子力政策の大きな転換の一方で、当時ドイツの世論の圧倒的多数が原発の廃止を支持していたというわけではなかった。シュレーダー政権がこの政策に乗り出した1999年時点での世論調査では、「原子力発電所を増設すべき」とする回答はわずか5%程度であった一方、「既存の原子力発電所を継続利用すべき」とする回答は70%を越えており、「ただちに廃止すべき」とする回答は20%台にとどまっていた。経済競争上の不利益を訴える経済界やこのような世論の状況を背景として、当時野党であったキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と自由民主党(FDP)は、後述するように2020年代初頭までに原発を全廃するというシュレーダー政権の計画に一貫して反対し、政権を奪還した場合にはこの計画を撤回すると主張して2002年、2005年、2009年の連邦議会選挙を戦った。この間、電力業界側も残存発電量が残り少なくなった古い原発を点検・補修の名目で一時的に停止させたり、残存発電量の原発間での振り替えを申請する等して廃止をできる限り先延ばし、政権交代による政策転換を待つ行動をとった。このような状況の下で2009年連邦議会選挙においてCDU/CSUとFDPが過半数議席を獲得し、2005年の大連立政権において首相となったメルケルが再選される形で第2次メルケル中道右派政権が誕生すると、新政権はかねてからの公約の実現を図った。その結果、2010年秋にはこの時点で17基となっていた原発の残存発電量をシュレーダー政権時代よりも上積みし、平均12年間の稼働期間延長を行うことが決定された。CDU/CSUやFDPの一部には「安全上の要求が満たされるならば原発を無期限に稼働させるべきである」とする意見もあり、このような稼働期間延長が将来さらに繰り返されれば、事実上シュレーダー政権時代の決定が完全に覆され、「原子力からの撤退からの撤退」につながる可能性もあった。

こうして、ドイツの原子力政策はほぼ10年を経て再び大きく転換されることになったが、それからわずか数か月後の2011年3月に起こった東日本大震災と福島第一原子力発電所での事故はドイツにも「政治的津波」を引き起こした。1980年代のチェルノブイリ原発事故に匹敵する衝撃をドイツにもたらしたこの事故をきっかけに、政府・連立与党の方針は劇的に変化した。政府は福

島での原発事故の直後にまず建設時期の古い7基の原発を3か月間停止するという「モラトリアム」を実施したのに続いて、6月には2010年秋の決定を撤回し、「モラトリアム」の対象となった7基の原発を再稼働せず、さらに2021年までにすべての原発を廃止するという新たな方針を打ち出した。この新たな方針は、結果的にシュレーダー政権の計画を上回る速度での原発の廃止をもたらすものであった。

以上のように、ドイツにおける原子力政策は過去10年あまりの間に二転三転した。特に2010年から2011年にかけては、本来社会資本整備と密接に関連し、長期的視野に立った政策決定が必要なこの分野において、原発の稼働期間延長から短縮へと短期間のうちに急激な方向転換が行われたと言える。このことは、ドイツにおける原子力政策が電力の生産と供給に関する客観的なデータや予測だけではなく、その時々核エネルギーに対するイメージや政治的意思によって大きく左右されてきたことを示している。本稿においては、まずシュレーダー政権時代の決定内容を確認した上で、2010年から2011年にかけて行われた転換と再転換の政策決定過程を主として政党政治面から分析することによって、このような政策的変動に影響を及ぼした政治的要因を明らかにし、さらに、見かけ上の急激な転換の背後にあるドイツの原子力政策の政治的底流を解明することを目的としている。

第1章 「原子力からの撤退」政策とその転換への動き

(1) シュレーダー政権下での「原子力合意」とメルケル大連立政権によるその継続

1998年秋の連邦議会選挙においてCDU/CSUとFDPを連立与党とするコール政権から16年ぶりに政権を奪回したSPDは、シュレーダーを首相とし、初めての政権参加となる緑の党と共に「赤緑連立政権」を樹立した。シュレーダー連立政権は環境税の導入や再生可能エネルギー法の制定等と並んで、前政権の方針を大きく転換し新政権の特徴を示す政策の一つとして、原子力発電所を中期的に全廃するという「原子力からの撤退」政策を打ち出した。同政権は「今立法府中に核エネルギー利用からの撤退を包括的かつ不可逆的な形で法的に規定する」とした連立協定に基づいて、この目標を実現すべく、1999年1月以降、電力事業者との間で「エネルギー合意」のための協議を開始した。⁽¹⁾ この協議はその後1年半にわたって続けられ、2000年6月に基本的な合意に達した。さらに、その後、この合意内容を原子力法等の改正という形で立法化するための具体的な協議が1年にわたって続けられた結果、2001年6月には当時のシュレーダー首相、ミュラー経済相、トリッティン環境相とEnBW、E.ON、HWE、RWEの4大エネルギー企業の代表の間で正式の協定が署名された。この協定と、それに基づく法改正によって2002年4月から実施された「原子力からの撤退」については、すでにわが国でも広く紹介されているが、その主な内容は以下のようなものであった。⁽²⁾

①原子力法の目的を、核エネルギー利用の促進から、電力の営業発電を目的とする核エネルギ

一の利用を秩序ある形で終了させ、秩序ある稼働の終了時点まで安全に維持することに変更する。

- ②稼働認可を受けている19基の原発の稼働期間を32年に限定し、それを前提として、各原発について、2000年1月1日以降生産可能な残存発電量を残存稼働期間、稼働率、技術的最適化を考慮した計算式によって確定する。この残存発電量の合計は約2兆6,233億キロワット時となる。そこから推計した場合、国内の最後の原発が廃止されるのは約20年後となる。ただし、故障等による計画外の一時的な稼働停止が行われた場合には、実際に最後の原発が停止される時期はさらに遅れる可能性がある。
- ③エネルギー供給企業は個々の原発の間で残存発電量を移転することができる。ただし、稼働開始時期が古い原発から新しい原発への残存発電量の移転は企業側の判断で行うことができるが、新しい原発から古い原発への残存発電量の移転には連邦環境省の許可を必要とする。この残存発電量の移転可能性という点からも、原発の最終的な利用終了の時期は協定の時点では予測不可能である。
- ④今後、電力の営業発電を目的とした核エネルギーの利用のための新たな施設の設置・稼働を認可しない。RWEは稼働をめぐる係争中のミュルハイム・ケーリッヒ原発の認可申請を放棄し、ラインラント・プファルツ州政府に対する損害賠償訴訟も取り下げる。
- ⑤連邦政府は、高いレベルでの安全を維持することを前提として、企業側に対して既存の原発の円滑な稼働と核廃棄物の処理を保障する。その一環として、政府は核エネルギーを一方的に差別するような措置を取らないことを義務づけられる。
- ⑥2005年6月までは外国での使用済核燃料の再処理を認める。2005年7月以降はそれを禁止し、国内での直接的な最終処理のみに限定する。エネルギー供給企業に対して原発の周辺に放射性廃棄物の中間処理場を建設することを義務づける。
- ⑦紛争の対象となっている放射性廃棄物最終処理場建設のためのゴルレーベン岩塩層の調査を最低3年、最大10年にわたって中断する。その間、最終処理についての他の可能性を検討する。他方、連邦政府は最終処理場を建設する義務を負っていることを再確認する。
- ⑧エネルギー供給企業の原発に関する損害賠償引当金を5億マルクから50億マルクに引き上げる。

以上のように、連邦政府とエネルギー供給企業の間で2000年代初頭に原子力発電を最終的に終了することを中心とした協定が結ばれたことに対して、当時野党であったCDU/CSUとFDPは強く反発し、すでにこの時点から、政権を奪回した場合にはシュレーダー政権が実施した「原子力からの撤退」を撤回するという方針を明確にしていた。2001年6月の協定が署名された日、当時のメルツCDU/CSU院内総務は、「このいわゆる原子力合意はすべての人々にとって高くつくものとなり、長期にわたって国内に否定的な結果をもたらすであろう」と指摘し、ドイツにとって長期的に十分な自立的エネルギー確保が不可能になるとして、「協定は逆戻り不能のものでは

なく、CDU/CSUは政権交代の後、それを撤回するつもりである」と表明した。また、FDP議員団エネルギー政策スポークスマンであったヒルヒェもこの協定を重要なエネルギー政策上の問題を避けたごまかしであると批判し、将来の世代に対して核エネルギーを利用するという選択肢を奪うものであると非難した。⁽³⁾

このような方針の下で、2002年連邦議会選挙に際して、CDU/CSUは選挙綱領において、「安全性、コスト効率性、環境との両立は未来への対応力のあるエネルギー政策の基本的要請である」とし、発電に占める再生可能エネルギーの比率を倍増させるとした上で、核エネルギーの利用については、シュレーダー政権の方針に反対して、次のように主張した。「現在ドイツにおける新しい原発のための計画は存在していないが、われわれは原子力からの撤退法を改正する方針である。核エネルギーからの撤退は気候問題を解決せず、それを尖鋭化させ、外国に対するドイツの依存をもたらしている。」「原子力からの撤退法はドイツを研究・テクノロジー開発から切り離し、経済立地を弱体化させた。われわれは将来においても核エネルギー利用という選択肢をオープンに維持するであろう。核エネルギー利用に際しては可能な限り最高の安全性が絶対的に優先される。従って、進歩的な原子炉システムの研究・開発活動は継続されねばならない。」⁽⁴⁾

FDPも選挙綱領において同様に、「FDPのエネルギー政策は持続性という理想像を指針とするものである。従って、われわれの課題は経済性、供給の安定性、環境・社会との両立を等価的な形で実現することである。」という基本的な立場を掲げ、エネルギー節約、エネルギー効率性の引き上げ、再生可能エネルギーの促進を目指すことを公約した。他方で、FDPは「しかし、『再生可能エネルギー促進のための法律』に基づく経済的に不適切で長期的に設定された補助は誤った道である」として、この法律を廃止し、市場経済的な解決策をとると宣言した。さらに、FDPは原子力については、「気候保護という理由からも核エネルギーからの決別は誤った道である。現在の原発の稼働期間以降も、われわれには発電のこの選択肢が必要である。核融合も促進に値する新しい環境親和的なテクノロジーの一つである。」として、シュレーダー政権による原子力からの撤退に反対し、核融合技術開発も支持していた。⁽⁵⁾

2005年連邦議会選挙においても、CDU/CSUとFDPはシュレーダー政権の方針に反対し、核エネルギーの利用を支持する立場をとった。CDU/CSUは選挙綱領において、「ヨーロッパにおいてドイツほどエネルギーの値段が高い国はほとんどない。それはイデオロギー的なエネルギー政策の結果である。」「核エネルギーからの撤退は環境政策的にもテクノロジー的にも致命的である。それによって生じた電力供給不足はドイツにおいて化石燃料発電所の増設と有害な二酸化炭素排出量の増加によってのみ埋められることができる。」として、政府のエネルギー政策が経済的にも環境保護の点からも誤ったものであると批判した。CDU/CSUは再生可能エネルギーについては「われわれは今後とも再生可能エネルギーを促進するが、その部分的に行き過ぎた補助を削減する。われわれの目標は、ドイツの電力消費に占める再生可能エネルギーの比率を少なくとも12.5%にすることである。」として、再生可能エネルギー利用を拡大することを支持しつつも、

その補助政策については見直すことを表明した。他方で、CDU/CSUは「われわれはドイツにおいても核エネルギーを必要としており、秩序ある形での廃棄物処理への転換を図る。ドイツの原発の稼働期間はすべての施設の最大可能な安全性水準の保障のみを基準とする。」と主張して、原発の稼働期間を政治的観点から限定することに反対し、安全性を基準としつつその利用を継続すべきであると主張した。⁽⁶⁾

FDPも2002年選挙当時と同様に、気候保護という目的からして核エネルギーの放棄は誤った道であると指摘し、「化石燃料の利用増大による環境負荷を増大させない形でどのようにして核エネルギーを長期的に放棄できるのかという中心的な問題が未解決のままである限り、核エネルギーからの撤退計画は理解できない」と主張した。さらに、FDPは「恣意的に32年に短縮されたドイツにおける（この時点では）18基の既存の原発の稼働期間を越えて、われわれにはエネルギー・ミックスの重要な構成要素としての発電のこの選択肢が必要である」とし、「原発の稼働期間は政治的イデオロギー的に決定されるべきではなく、主として安全性テクノロジー、気候保護、経済性という要請に基づいて決定されるべきである」と主張した。また、FDPは「今後の核エネルギー利用に関する選択肢をオープンに維持し、特に核融合の分野においても研究と開発を継続することが必要である」として、核開発を推進することを支持した。⁽⁷⁾

この2005年連邦議会選挙はシュレーダー政権側の敗北に終わったが、CDU/CSUとFDPも連邦議会の過半数議席を獲得できなかったため、選挙後にはCDU/CSU党首メルケルを首相とするSPDとの大連立政権が樹立された。しかし、エネルギー政策に関しては、シュレーダー政権時代の「原子力からの撤退」政策の維持を主張するSPDとその撤回を要求するCDU/CSUの方向性は大きく異なっており、連立交渉において妥協を図ることは困難であった。その結果、エネルギー政策については、さしあたって現状をそのままとすること、すなわちシュレーダー政権時代の政策を維持することが連立与党の間で合意された。この点について、連立協定においては次のように規定されていた。

「CDU、CSU、SPDの間では、発電のための核エネルギーの利用に関して異なった考え方が存在する。従って、2000年6月14日に連邦政府とエネルギー供給企業の間で締結された協定と、そこに含まれていた手続及びそのために原子力法改正において設けられた規定を変更することはできない。CDU、CSU、SPDにとって、原発の安全な稼働は最優先事項である。これと関連して、われわれは原発の安全な稼働のための研究を継続し、拡大するであろう。」⁽⁸⁾

このような状況から、メルケル大連立政権においては政府としてのエネルギー政策は従来通り維持されたが、CDU/CSUは党としての政策を将来的に実現するという目標を放棄したわけではなかった。2009年連邦議会選挙においても、CDU/CSUは再びシュレーダー政権時代に合意された「原子力からの撤退」政策を転換する方針を示した。同党は選挙綱領において「安全、クリーン、支払い可能」をエネルギー政策の原則として掲げた。その上で、CDU/CSUは、まず再生可能エネルギーが環境保護と両立する経済成長、革新的な事業分野や新しい雇用の開拓という点で

大きなチャンスをもたらすものであると指摘し、エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの比率を2020年までに20%に引き上げるというEUレベルでの「野心的な目標」を確認した上で、量的な面だけではなくスマート・グリッドやエネルギー貯蔵技術等の質的な面での発展によって、再生可能エネルギーのいっそうの拡充を目指すと宣言した。他方、CDU/CSUは核エネルギーについては、次のように主張した。「核エネルギーはさしあたって均衡のとれたエネルギー・ミックスの不可欠な一部である。今日、気候に優しくコストの面で有利な代替的選択肢が未だ十分な規模で提供されていないことから、われわれは発電に対する核エネルギーの寄与を架橋テクノロジーとして理解する。従って、われわれは安全なドイツの原子炉の稼働期間の延長を目指す。」このように、CDU/CSUは2020年代初頭までに原子力から完全に撤退するというシュレーダー政権時代の方針を転換し、それ以降も原発を稼働させることを表明した。ただし、他方でCDU/CSUは「われわれは原発の新設に反対する」とし、既存の原発を利用し続けるものの、これ以上の増設は行わないことも初めて明確にした。さらに、CDU/CSUは原発の稼働期間延長によって得られる追加的な収益の大部分を、企業側との協定に基づいてエネルギー効率化、再生可能エネルギー促進、電気料金の引き下げ等に利用することを提案した。⁽⁹⁾

FDPも気候・資源保護と供給の安定性という理由から、2020年までにエネルギー消費に占める再生可能エネルギーの比率を20%に引き上げるという目標を支持し、再生可能エネルギーの明確な拡大とエネルギー貯蔵技術の促進を重視する姿勢を明確にした。他方で、FDPは「核エネルギーからの撤退は現時点では経済的・生態学的に誤っている」という主張を繰り返し、「再生可能エネルギーによって十分な規模でベース負荷能力のある発電が可能となるか、あるいは石炭発電所のための二酸化炭素分離及び貯蔵が高度技術的尺度において利用可能となるまでは、われわれは移行テクノロジーとしての核エネルギーを必要とする。従って、安全な原発の稼働期間はこの意味で延長されねばならない。」と主張した。他方で、FDPは「それと引き換えに、原発運営事業者は（稼働期間延長によって得られる）財政的な利益の一部を『ドイツエネルギー研究財団』に納付しなければならない」とし、それによって得られた財源で再生可能エネルギーの貯蔵技術等、革新的なエネルギー・テクノロジーの研究開発を推進することを提案した。⁽¹⁰⁾

以上のように、CDU/CSUとFDPは「効率性と支払い可能性」という留保をつけた上で再生可能エネルギーの拡充を重視する姿勢を次第に強めていった。他方で、両党はシュレーダー政権時代に合意された「原子力からの撤退」を見直し、既存の原発の稼働期間を延長して、原子力エネルギーをより長期的に利用し続けるという方針に関しては、2009年連邦議会選挙に至るまで一貫した態度をとっていた。ただし、CDU/CSUは原発の新設については明確に否定するようになったが、FDPはこの点については明言していなかった。また、CDU/CSUは2005年連邦議会選挙以降は核融合について言及しなくなったが、FDPはその時点でも核融合の研究を推進すべきであるとしており、2009年連邦議会選挙においてはそのような明確な主張をしなくなったものの、科学研究のレベルでは「タブーを設けるべきではない」という言い方で、なお核融合研究に含み

を残していた。⁽¹¹⁾

(2) 2009年連邦議会選挙と第2次メルケル政権の基本方針

以上のように、CDU/CSU と FDP の原子力政策は SPD や緑の党のそれと明確に異なるものであったが、CDU/CSU はこの問題を2009年連邦議会選挙戦において必ずしも争点にしようとしたわけではなく、むしろ、この問題を含めて政策の違いを強調する選挙戦を避け、CDU/CSU 及び FDP と SPD 及び緑の党の間での両極化的な「陣営選挙」を回避するという戦略をとった。2009年連邦議会選挙は前年に発生した世界的な金融危機と経済危機がなお大きな影響を及ぼすなかで行われた。この間、メルケル大連立政権は経済と雇用の安定を最優先にした大規模な景気対策や操業時間短縮労働者手当制度等を活用した積極的な労働市場政策を実施し、その効果に対しては有権者からも一定の評価を得ていた。アレンスバッハ世論調査研究所のアンケートにおいて「今後も景気の悪化が続く」と予測する回答の比率は2008年末時点での約70%から2009年春には約60%へ、2009年6月時点では約50%へと低下し、連邦議会選挙直前には30%程度にまで低下した。また、「危機がこれまでのところ自らの生活に影響を及ぼしていない」とする回答は2009年6月時点で4分の3近くとなっていた。この結果、メルケル政権の路線に対して批判的な見方をする有権者は26%程度にとどまっており、「次期首相に相応しい人物は誰か」というアンケートにおいても、メルケルとする回答が SPD の首相候補であるシュタインマイアーの2倍以上となっていた。さらに、選挙直前の2009年9月はじめの時点では、メルケルが首相の座にとどまると予想する回答が3分の2に達した。⁽¹²⁾

このようにメルケル政権の政策運営が評価を受ける一方で、大連立という連立形態に対する批判的な見方は皮肉なことに CDU/CSU と SPD の支持者の間でも広まっていた。2009年6月時点での世論調査では、大連立を構成する政党が互いに一致しない綱領と目的設定をもったまま一緒になっている結果、どちらの政党も正しいと考える政策を実行することができていないとする回答が58%に達しており、それに対して、大連立にも利点があり、より多くのことを実現できるとする回答は26%にとどまっていた。また、連立の組み合わせの変更を望む回答の比率は SPD 支持者で62%、CDU/CSU 支持者では48%となっていた。このような大連立という異例の連立構成に対する批判は両連立与党の支持率の低下を招いたが、CDU/CSU の支持率が2005年10月時点の39%から2009年8月の時点で37%への低下であったのに対して、SPD の支持率はこの間に34%から23%へとより大きく低下した。他方、野党の立場にあった FDP は、大連立政権の下での CDU/CSU の「左傾化」に反発した経済自由主義指向の強い有権者からの支持も得て、2008年秋以降恒常的に10%を上回る支持率を獲得するようになり、2009年に入るとその支持率は13~15%に達するようになった。この結果、CDU/CSU と FDP の合計支持率が50%を越えるようになり、メルケルの首相続投を前提として大連立政権から CDU/CSU と FDP による連立への変化が起るとする予測が大勢を占めるようになった。⁽¹³⁾

こうした有利と見られる状況にも拘わらず、メルケル首相をはじめとした CDU/CSU 首脳は、前述したように SPD や緑の党に対する政策的な相違を強調して攻勢に出るのではなく、むしろ政策的争点を強調しないという選挙戦略を採用した。その背景には、第一に、CDU/CSU にとっては、2005年連邦議会選挙当時も同様に選挙直前まで極めて有利とされながら、「陣営選挙戦」路線の下で増税を含む税制改革や現行制度を大きく変更する医療保険の大胆な改革等を強調して選挙戦を戦った結果、選挙戦の最終局面での失策等も重なって予想外の低い得票率に終わり、大連立を形成せざるを得なくなったという苦い経験があった。第二に、前述したように、有権者の間に大連立は健全な組み合わせではないという見方が広がっている一方で、多くの政策分野においてメルケル大連立政権の政策的実績に対する評価は概ね肯定的であり、政権交代に対する要望は必ずしも根本的な政策の転換に対するそれではなかった。さらに、前述した2009年6月時点での世論調査によれば、FDP の支持率上昇にも拘わらず、CDU/CSU と FDP による連立の形成と大連立の継続の間で決定を下すとすればどちらにするかという質問に対して、いずれも28%の支持しかなく、どちらとも答えない回答が44%に上るといふ異例の結果となっていた。「政権交代によって多くの変化が起こる」と予測する回答は28%にとどまっており、政権交代が行われても概ね同一の路線が継続されるという見方が多数を占めていた。アレンスバッハ世論調査研究所は、こうした状況を次のように要約した。「従って、あらゆる熱狂を欠いた政権交代の雰囲気支配的になっていると言える。多数の人々は現在の連立の継続を望んでいないが、実際に好ましい連立も分からないでいる。多くの人々は転換を望んでいるが、同時に政治的路線の継続を予想している。」⁽¹⁴⁾

以上のような状況の下で、CDU/CSU はメルケル政権の政策に対する有権者の一定の評価と大連立の中での SPD の消耗という有利な状況を選挙当日まで継続させるべく、世論を二分するような可能性のある政策問題を敢えて持ち出して攻勢に出るのではなく、信頼できる首相としてのメルケルに焦点を当てた選挙戦を展開するという戦略をとった。しかし、このような選挙戦略は、他方で緊張を欠く醒めた選挙戦という雰囲気を広め、それに対する批判も高まった。アレンスバッハ世論調査研究所は、そのような雰囲気を次のように指摘した。

「今回の選挙戦ほど批判的なコメントをされている選挙戦はかつてなかった。退屈で内容に欠け、対立を嫌い熱狂的でないという非難がしばしば聞かれる。侮辱の感情という点で多くのコメントは共鳴しており、まるで諸政党が必要もなくまったく理解できない形で、すべての選挙戦において当然内在されていなければならない緊張をメディアと市民に任せているかのようである。市民の多数も選挙戦を極めて静かなものと感じており、激しい論争と感じているのは14%の人々だけである。49%の人々は選挙戦を退屈で内容に欠けるものと感じている。」⁽¹⁵⁾

確かに、選挙戦中には、原発の稼働期間延長問題をめぐって諸政党の間で明確に主張が異なる原子力政策が争点化する可能性のある局面もあった。連邦議会選挙まで3か月足らずとなった2009年7月はじめには、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のクリュンメル原発において変圧器で事

故が発生し、原子炉が緊急停止すると共に、周辺地域が停電するという事態となった。この原発は2007年6月にも変圧器が爆発するという事故を起こしており（この時には同じ日に同州のブルンスビュッテル原発でも事故が発生し、2009年7月時点でもなお停止したままであった）、2年間にわたる修理を終えて、その数日前に稼働を再開したばかりであった。この事故をきっかけに、SPD幹部でメルケル大連立政権において環境相でもあったガブリエルは連邦議会選挙を原子力政策についての投票にもすると表明して、この問題を選挙の争点にすべく、キャンペーンを始めた。ガブリエルはSPDが選挙に勝利した場合にはクリュンメル原発を含む8基の「故障に対して最も脆弱な」古い原発をただちに停止するとし、同時に、各州によって行われている原発の監督行政を連邦に集権化することを提案した。緑の党院内総務キュナストもメルケル首相に対して選挙前にCDU/CSUの原子力政策路線を明確にするよう要求し、「メルケル首相は選挙前にもドイツ人に対して、自ら本来何を望んでいるのか、核エネルギーがCDU/CSUにとって実際に架橋テクノロジーであるのか、あるいは稼働期間を無制限に延長するつもりであるのかを述べなければならぬ」と主張した。⁽¹⁶⁾

しかし、その後ガブリエルは逆に次第に批判にさらされるようになった。彼はクリュンメル原発事故後の新聞のインタビューで「事故はいつものことである」と発言して、CDU/CSUとFDPだけではなく、経済界や一部のジャーナリストからの厳しい批判にあった。フォークス誌編集長マルクヴォルトは、ガブリエルが客観的に事故の原因を解明する代わりに票を得るために国民の不安を煽っていると指摘し、ガブリエルの発言を「国民をばかにしたもの」と批判した。また、納税者同盟もガブリエルが税金で運営されている環境省のホームページをSPDの反原発選挙キャンペーンに利用していると非難した。さらに、緑の党は連立与党を批判する一方で、ガブリエルが自ら原子炉の安全性問題を管轄する環境相でありながら、主張に行動が伴っていないと指摘して、彼に対する批判も展開した。キュナストは、ガブリエルが環境相として原発の新しい安全性基準を法制化し、クリュンメル原発をもはや稼働させないという形で反原発の立場を行動によって示さねばならなかったにも拘わらず、そのような行動を起こさなかったとして批判した。こうして、原子力政策を選挙の争点にするというガブリエルの試みは、彼自らが大連立政権においてこの問題を管轄する閣僚の一人であったことによって、必ずしも大きな効果を発揮しなかった。この例は、CDU/CSUだけではなく、大連立政権下で同じく与党の立場であったSPDにとっても、それまでの政府の政策を批判することによって「両極化」を図り、有権者からの支持を得ようとしても、限界があることを示すものであった。⁽¹⁷⁾

さらに、2009年連邦議会選挙における原子力政策をめぐるCDU/CSU及びFDPとSPD及び緑の党の間の直接的な対立点は原発の稼働期間延長の是非にあり、シュレーダー政権時代に決定された「原子力からの撤退」政策を全面的に否定するか否かという点ではなかった。確かに、原発の稼働期間が大幅に延長されれば、原子力利用はなお長期にわたって続くことになり、結果的に原子力利用の放棄という決定が事実上反古にされる可能性があった。また、原発の稼働期間延

長が再生可能エネルギーへの投資を減少させ、その面からも「原子力からの撤退からの撤退」につながる恐れがあるとも考えられた。しかし、シュレーダー政権時代の計画でもなお2020年代初頭まで原発が稼働し続ける予定であるという状況のなかで、さしあたって選挙での論争の対象となったのは、再生可能エネルギーによって十分な発電量をまかなえるまでの「架橋」として、さらに稼働期間延長を認めるか否かという点であり、「原子力からの撤退」政策の全面的否定を意味する原発の新設や原子力研究の推進といった点ではなかった。この意味では、シュレーダー政権時代の決定は間接的に争点化されていたとは言えるものの、直接的に争点化されているという印象は薄かった。CDU/CSU側が積極的な争点化を避けるという戦略をとったことに加えて、以上のような背景から、2009年連邦議会選挙においては原子力政策は選挙の結果を決定づける争点にまではならなかった。⁽¹⁸⁾

このような雰囲気の下で2009年9月に行われた連邦議会選挙では、結果的にCDU/CSUとSPDの得票率が予想を上回って低下し、兩大政党の合計得票率が初めて60%を下回った。また、投票率自体も70.8%と過去最低となった。CDU/CSUの得票率も1949年以降2番目に低い33.8%に終わったが、FDPが14.6%と結党以来最高の得票率を獲得したため、選挙前から互いに「望ましい連立パートナー」であると表明していた両党による中道右派連立政権が11年ぶりに誕生することとなった。⁽¹⁹⁾

CDU/CSUとFDPは連邦議会選挙直後から連立協定を締結するための交渉を開始したが、この連立交渉において、原子力を含むエネルギー政策に関しては両党間に基本的な意見の相違はなかったため、この分野に関して交渉が根本的に行き詰まることはなかった。交渉の中で主として問題となったのは、第一に、原発の稼働期間を一般的に延長するか、あるいは個々の原発ごとに延長期間を決定するか、また、どの程度の延長にするかという点であった。この点に関しては、連立交渉にあたってエネルギー問題を審議した作業部会においては、一般的な稼働期間の延長を行うのではなく、それぞれの原発に関して安全技術上可能な稼働延長期間を確定すべきであるという意見が大勢を占めていた。ただし、安全性基準をどの程度強化するかについては、航空機の墜落といった事態まで想定するか等について、連立与党内で経済・エネルギー政策を担当している政治家と、環境政策を担当している政治家の間で必ずしも意見は一致していなかった。第二に、原発の稼働期間延長から得られる追加的収益の額と、それをどのように利用するかをめぐっては、主として連立与党と企業側で意見が食い違っていた。例えば、既存の原発の稼働期間を10年延長した場合には、連立与党の推計では約400億ユーロの追加的収益が得られるとされたが、企業側は原発の安全性維持のためのコストを控除する必要等から、実際の追加的収益を180億ユーロと試算していた。また、追加的収益のどの程度を公的に徴収し、どのような目的のために使用するかについても、企業側との間だけではなく、連立与党内の経済政策担当政治家と環境政策担当政治家の間でも意見は一致しておらず、この時点で詳細を確定できる状況にはなかった。さらに、経済界側は最大の要望の一つとして、エネルギー政策の一環であるという理由から再生可能エネ

ルギーの管轄権を環境省から経済省に移管することを要望していたが、連立与党において環境政策を担当している政治家たちは、大連立政権時代同様に環境省の管轄とすることを主張していた。しかし、この点もどちらかと言えば根本的な意見対立というわけではなく、実務的な問題であった。従って、連立協定におけるエネルギー政策に関する規定は一般的なものとどめ、詳細については電力企業側との今後の交渉も含めて立法過程の中で明らかにしていくという方針が採用された。⁽²⁰⁾ こうして、連邦議会選挙の1か月後に締結された連立協定の中では、核エネルギーに関しては次のような基本的な規定がなされることになった。

「核エネルギーは再生可能エネルギーが信頼ある形でそれに代わり得るまでの架橋テクノロジーである。さもなければ、われわれは気候保護に関する目標を許容できるエネルギー価格と外国への依存の低下の下で達成することができないであろう。そのために、われわれは厳格な国内的及び国際的な安全基準を遵守しつつドイツの原発の稼働期間を延長する用意がある。原子力法における原発の新設禁止は維持される。

原発運営企業との間でできる限り迅速に締結されるべき協定において、稼働期間延長の前提条件（何よりも原発の稼働期間、安全水準、利益バランスの額とタイミング、主として再生可能エネルギー、特に貯蔵テクノロジーの研究のための財源使用）に関する詳細な規定が設けられる。この協定はすべての関係者にとって計画の確実性を保障するものでなければならない。」⁽²¹⁾

また、この連立協定では、原発の稼働期間延長によって得られる追加的収益の「本質的部分」を公的予算の財源として吸い上げ、再生可能エネルギーの貯蔵技術研究やエネルギー効率性の向上等、持続的エネルギー供給・利用のために使用するとされていた。さらに、核エネルギーを含むエネルギー政策全体に関して新しい「エネルギー構想」を遅くとも2011年中に提示し、「クリーンで信頼でき、支払い可能なエネルギー供給のためのシナリオに基づく基本方針を示す」とされていた。⁽²²⁾

このように、連立協定では、原発の稼働期間をシュレーダー政権時代の計画よりも延長することはあくまでも再生可能エネルギー時代への円滑な移行を可能にするための「橋渡し」のためであるとされ、最終的には原発の廃止が想定されていると考えられる規定になっていた。CDU/CSUの選挙綱領を受ける形で原発の新設を禁止するというシュレーダー政権時代の決定が維持されることになっていたことは、そのことを示唆するものであった。しかし、稼働期間を具体的にどの程度延長するかについては言及されておらず、見方を変えれば、既存の原発を改修・補強することによって相当長期にわたって利用するという可能性も排除されていなかった。また、原子力に関する安全技術研究はドイツの企業に輸出のチャンスをもたらし、核融合研究も新たな環境に優しい安全なエネルギー源を開拓するものであるとされており、少なくとも核エネルギーに関する研究は完全に放棄されるわけではなく、特定の領域においては今後とも推進されることになっていた。これらの点では連立協定はFDPの主張に配慮したものとなっていた。⁽²³⁾ 以上のように、連立協定においてエネルギー政策、特に原子力政策に関しては基本的な点のみが規定され、議論

を引き起こすような具体的な問題に関する決定は先送りされていた。⁽²⁴⁾

この連立協定締結後も、第2次メルケル政権はそれに基づく原子力政策の具体化にただちに取りかかったわけではなかった。確かに、ドイツ商工会議所(DIHK)はすでに連邦議会選挙直後には新政権の最初の100日間のための「即時プログラム」を提案し、その中で発電コストを引き下げるための原発の稼働期間延長を実施すべき項目の一つに掲げていた。また、原子力利用推進派の利益団体である原子力フォーラムも「長期的に実行可能なエネルギー政策」のための「核エネルギーを含む広範なエネルギー・ミックス」を改めて要求した。⁽²⁵⁾ これを受けて、政府も新政権の本格的活動開始にあたっての方針を確認するために11月半ばに開催した閣議において、連立協定に基づいて2010年10月を目途に新しいエネルギー構想を閣議決定することを改めて決議した。しかし、CDU/CSU 首脳は11年ぶりに中道右派連立政権を樹立できたことから2009年連邦議会選挙戦時の戦略を成功と評価しており、少なくとも最も重要な州議会選挙であるノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙が行われる2010年5月までは連邦議会選挙時と同様の対処を続け、この州議会選挙を乗り切った後に、原子力政策を含む様々な政策課題への本格的取り組みを開始するという方針をとった。党内で「左派」的な社会政策重視の路線を代表するノルトライン・ヴェストファーレン州首相リュトガースは、連邦議会選挙において「確かに100万票以上が CDU/CSU から FDP に流れたが、ほぼ100万票が SPD から CDU/CSU に流れ込んだ」と指摘して、今後とも「右で離反した SPD 支持者に目を向け」「経済的合理性と社会的公正の混合路線」を続けるよう要求した。ハンブルク市において緑の党との連立を形成しているフォン・ボイスト同市市長も連邦議会選挙における選挙戦略を肯定し、「戦線を形成するようなことをしていれば、勝利はもたらされなかった」と指摘した。さらに、メルケル首相自身も連邦議会選挙直後に「すべてのドイツ人の首相」になると表明する一方、「ドイツは(連邦議会選挙と並んで16州の州議会選挙が次々と行われることから)選挙の後が選挙の前であるという、他の国においてはほとんど見られないような状態にある」と述べて、重要な州議会選挙が終わるまで、前政権からの大きな転換となる政策実施に乗り出さないことを示唆していた。⁽²⁶⁾

(1) Aufbruch und Erneuerung - Deutschlands Weg ins 21. Jahrhundert. Koalitionsvereinbarung zwischen der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands und Bündnis 90/GRÜNEN, Bonn, 20. Oktober 1998, S.16f. なお、周知のように、ドイツの政党にはそれぞれシンボルカラーがあり、CDU/CSU は黒、SPD は赤、FDP は黄、緑の党は緑、左翼党は赤(深紅と言われる場合もある)となっており、連立形態はこれらの色の組み合わせによって表現されるのが一般的である。ただし、CDU/CSU、FDP、緑の党による連立は、ジャマイカ国旗の色と同じ組み合わせであることから、「ジャマイカ連立」と呼ばれることも多い。

(2) Entwurf eines Gesetzes zur geordneten Beendigung der Kernenergienutzung zur gewerblichen Erzeugung von Elektrizität, Beutscher Bundestag, Drucksache 14/6890; Bundesgesetzblatt Teil I Jahrgang 2002, Nr. 26, Ausgegeben zu Bonn am 26. April 2002, S.1351ff. シュレーダー政権下での原子力合意に関する日本での紹介論文としては、東海邦博、渡邊睦浩、北村秀哉、芳川陽二「社会民主党・緑の党連立政権の発足と原子力政

策」海外電力1999年1月号、113頁以下；村田貴司「ドイツの原子力政策の行方」原子力 eye、Vol.45、No.5、1999年、32頁以下；日本エネルギー経済研究所「岐路に立つドイツの原子力政策－脱原子力政策の現状と行方」原子力 eye、Vol.45、No.9、1999年、54頁以下；山本修、北村秀哉、大田茂、石倉重行「政府と電力業界が原子力発電所閉鎖について最終合意」海外電力2000年9月号、85頁以下；村田貴司「ドイツの脱原子力政策合意」原子力 eye、Vol.46、No.9、2000年、38頁以下；高井幹夫「政府と電力業界は脱原子力協定に正式署名」海外電力2001年8月号、63頁以下。

- (3) Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 12. Juni 2001. (以下 FAZ と略称)
- (4) Leistung und Sicherheit. Zeit für Taten. Regierungsprogramm 2002/2006 von CDU und CSU, S.55f.
- (5) BÜRGERPROGRAMM 2002. Programm der FDP zur Bundestagswahl 2002, beschlossen auf dem 53. Ord. Bundesparteitag vom 10. bis 12. Mai 2002 in Mannheim, S.27. なお、原子力政策から見た2002年連邦議会選挙に関する邦語文献としては、村田貴司「ドイツ連邦議会選挙と原子力政策」原子力 eye、Vol.48、No.12、2002年、50頁以下。
- (6) Deutschlands Chancen nutzen. Wachstum. Arbeit. Sicherheit, Regierungsprogramm 2005-2009, Verabschiedet in einer gemeinsamen Sitzung des Bundesvorstands der CDU und des Parteivorstands der CSU, Berlin 11. Juli 2005, S.19f.
- (7) Arbeit hat Vorfahrt. Deutschlandprogramm 2005, Wahlprogramm der FDP zur Bundestagswahl 2005, S.17f.
- (8) Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit. Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD, 11. November 2005, S.50. なお、原子力政策から見た2005年連邦議会選挙に関する邦語文献としては、村田貴司「ドイツ連邦議会選挙と原子力の行方」(上)(下)、Energie Review、2005年11月号、52頁以下、同12月号、44頁以下；弘山雅夫「ドイツにおける原子力問題」海外電力、2006年3月号、67頁以下。
- (9) WIR HABEN DIE KRAFT - GEMEINSAM FÜR UNSER LAND. REGIERUNGSPROGRAMM 2009-2013, Verabschiedet in einer gemeinsamen Sitzung des Bundesvorstands der CDU und des Parteivorstandes der CSU, Berlin, 28. Juni 2009, S.24f.
- (10) Die Mitte stärken. Deutschlandprogramm 2009, Programm der freien Demokratischen Partei zur Bundestagswahl 2009, beschlossen auf dem Bundesparteitag vom 15.-17. Mai 2009 in Hannover, S. 54ff.
- (11) Die Mitte stärken, S.52.
- (12) Renate Köcher, Nüchterne Wechselstimmung. Da sich nur sechs Prozent der Bevölkerung von der Krise stark berührt fühlen, ist das Vertrauen zur Kanzlerin fest. Die große Koalition hingegen wird deutlich abgelehnt, in: FAZ vom 17. Juni 2009; Renate Köcher, Wahlkampf ohne Leidenschaft. Es fehlt das Streitthema, es fehlt das schicksalhafte Moment, es fehlt die Konfrontation unversöhnlicher Gegner, es fehlt der aufwühlende Zukunftsentwurf, in: FAZ vom 9. September 2009.
- (13) Ebd. 有権者が大連立の欠点を連立与党が互いにブロックし合っている点にあると見なしていた点については、Harald Schoen, Die Bürger ziehen Bilanz. Einstellungen zur Großen Koalition und Wahlverhalten 2009, in: Christoph Elge/Reimut Zohlhörer (Hrsg.), Die zweite Große Koalition. Eine Bilanz der Regierung Merkel 2005-2009, Wiesbaden 2010, S. 29ff. 政党支持率の推移については、主要な世論調査機関である Forschungsgruppe-Wahlenが定期的に行っている「ポリティバロメーター調査」のインターネットサイト<http://www.forschungsgruppe-wahlen.de/Umfragen/Politbarometer/> (2011年9月13日現在) 参照。
- (14) FAZ vom 17. Juni 2009.
- (15) FAZ vom 9. September 2009. 選挙戦のこのような状況については、Matthias Jung/ Yvonne Schroth/ Andrea Wolf, Wählerverhalten und Wahlergebnis. Regierungswechsel ohne Wechselstimmung, in: Karl-Rudolf Korte(Hrsg.), Die Bundestagswahl 2009. Analysen der Wahl-, Parteien-, Kommunikations- und Regierungsforschung,

Wiesbaden 2010, S.35ff. も参照。

- (16) FAZ vom 7. und 8. Juli 2009
- (17) Anna von Spiczak, Imageumbrüche und politischer Wandel in der deutschen Atompolitik. Von der ungetriebenen Euphorie zur Altlast, Saarbrücken 2010, S.40ff.
- (18) Ebd.
- (19) 2009連邦議会選挙の結果については、Korte, op.cit. 及び Richard Hilmer, Bundestagswahl 2009: Ein Wechsel auf Raten, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 1, 2010, S.147ff.
- (20) FAZ vom 9. und 10. Oktober 2009. 連立交渉全般に関しては、Thomas Saalfeld, Regierungsbildung 2009: Merkel II und ein unvollständiger Koalitionsvertrag, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 1, 2010, S.181ff.
- (21) WACHSTUM. BILDUNG. ZUSAMMENHALT. Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP 17. Legislaturperiode, S.29.
- (22) Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP 17. Legislaturperiode, S.21ff.
- (23) Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und FDP 17. Legislaturperiode, S.34.
- (24) この点について、FAZ 紙は「原子力からの撤退の修正は連立協定においてほとんど隠されており、まるで誰も挑発する気がないようである。この問題は『持続的経済と気候保護』という章で取り上げられている。中小企業を賞賛するいくつかの文章と再生可能エネルギーに対する1ページにわたる評価の後に、原子力については2～3行があてられている。」と指摘した。FAZ vom 26. Oktober 2009.
- (25) FAZ vom 29. September 2009. なお、ドイツ原子力フォーラムは核エネルギーの平和的利用を推進するために1959年に設立された利益団体であり、エネルギー供給企業、経済団体、経済省等の元官僚、政治家等がその中心となっている。Christian Herrmann, Die Akteure der deutschen Atompolitik. Wer bestimmt über unseren Energiemix?, München 2010, S.26.
- (26) FAZ vom 28. und 29. September 2009; Der Spiegel, Nr. 44, 2009, S.30; FAZ vom 17. November 2009; http://www.bmu.de/atomenergie_sicherheit/doc/45533.php (2011年9月13日現在) なお、2009年連邦議会選挙直後の状況と新政権のエネルギー政策の展望を分析した邦語文献としては、伊勢公人「ドイツ連邦議会選挙の概要と今後のエネルギー・環境政策の展望」海外電力2009年11月号、39頁以下；村田貴司「ドイツ原子力政策の変更とその背景」エネルギー・レビュー、Vol.30、No.2、2010年、12頁以下。

第2章 原子力発電所の稼働期間延長と核燃料税の導入

(1) レットゲン環境相による原子力政策議論の提起

2011年5月に予定されているノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙までは基本的に積極的な行動を起こさないという第2次メルケル政権の方針にも拘わらず、同政権は発足早々から、ユング労相が大連立政権において国防相であった当時のアフガニスタンにおける誤爆の責任を問われて辞任に追い込まれる等の人事をめぐる混乱に見舞われた。さらに、より根本的な問題として、実際に政権が発足すると、11年ぶりに政権に復帰した FDP が新政権における「新しい政治」のシグナルを示すために税制や医療保険に関して大胆な改革を主張したのに対して、CDU/CSU は前述したような戦略の下で安定性と継続性を重視し、大連立政権時代に実施した政策に対して後から疑問を呈するのではなく、国民から評価を受けてきたと思われる政策についてはそれを維

持しようとした。こうして、大連立政権時代とは異なった目に見える変革を求める FDP と、消極的で慎重な対応を取ろうとする CDU/CSU、特に CSU との間で路線対立が次第に表面化し始めた。このような連立与党内の意見の不一致は、内政問題だけではなく、被追放者同盟会長シュタインバッハの戦後補償のための財団の理事への就任問題や、トルコの EU 加盟をめぐる対立等、外交政策面にまで波及する様相を見せた。また、これと連動する形で、CDU/CSU 内部でも、2009 年連邦議会選挙における得票率低下に対して、党勢回復のための基本的方向性として、伝統的な支持者を失わないためにキリスト教保守政党としての党の性格を再度鮮明にすることによって対処すべきか、あるいは FDP だけではなく SPD や緑の党からも支持者を吸収できるような「近代化路線」を追求すべきかをめぐる議論も起こり始めた。⁽¹⁾ 第 2 次メルケル政権はさしあたって重要な諸決定をノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙までは先延ばししつつ、その間に連立与党の結束を回復しようとしたが、このような対立と混乱は連立与党の結束の欠如と方針の不明確さというイメージをもたらし、支持率を低下させていった。ポリトバロメーター調査によれば、2009 年 9 月の時点で 37% であった CDU/CSU の支持率は政権発足直後から低下し始め、2010 年 7 月までには 33% 前後へと低下した。FDP の支持率は 2009 年 9 月時点の 15% から 2010 年 4 月には 8% と一桁となり、7 月にはわずか 5% へとさらに大幅に低下した。それと対照的に、2009 年 10 月には 22% と最低点に達した SPD の支持率は次第に回復し、2010 年 7 月には 32% にまで上昇した。また、緑の党の支持率も 2009 年以降 10% 前後で推移していたが、2010 年 7 月には 15% にまで上昇するに至った。

このような状況の下で、政府・連立与党指導部の方針にも拘わらず、2010 年に入ると原子力政策に関しても議論が再燃し始めた。そのきっかけは、CDU 幹部で第 2 次メルケル政権において連邦環境相に就任したノルベルト・レットゲンであった。彼は 2010 年 2 月はじめ、南ドイツ新聞のインタビューで、「明確なことは、われわれが再生可能エネルギーを拡大すれば、それによって、次第に原子力を放棄できるということである。核テクノロジーをよりよいテクノロジーによって置き換えていくことが重要である」と述べて、原子力による発電から再生可能エネルギーによるそれへの転換を積極的に進めるべきであるとの立場を明確にした。さらに、彼は、「おそらく残された唯一の国民政党である CDU/CSU のような政党は、まさに原発を一枚看板にするつもりかどうか、よく考えねばならない。」「われわれは自らの考え方が受け容れられることを、原発の円滑な稼働と結びつけるべきではない」と指摘し、「この議論全体は、核エネルギーが（最初の原発稼働から）40 年経っても国民の間で十分な容認を得ていないことも示している」と発言した。これらの発言は、原発の稼働期間を延長することによって原子力を再生可能エネルギーが十分利用可能になるまでの「架橋」テクノロジーとして今後も利用するという CDU/CSU の公式の方針に対して疑問を呈していると解釈されかねないものであった。しかし、後述するように、実際にはレットゲンも原発の稼働期間の延長という基本方針自体の撤回を求めたわけではなく、稼働期間の延長に伴う具体的問題にどのように対処するのかという、連立交渉時に先送りされた

議論を決着させることを求めたのであった。⁽²⁾

このようなレットゲンの発言は、再生可能エネルギーの拡大を推進する立場にある環境相としてはもっともな発言であるとも考えられたが、彼の発言は連立与党内の多くの政治家から、単にそのような職務上の立場を越えた意味を持っていると解釈された。すなわち、FDP との連立という選択肢だけでは連邦議会における過半数維持が長期的に困難になるという見方が広がるなかで、彼はかねてから CDU/CSU 内で緑の党との将来の連立を肯定する「進歩派」の一人であると見なされており、第2次メルケル政権発足直後からの FDP の支持率低下と相まって、彼の発言は CDU/CSU にとっての将来の連立の選択肢を広げておくという意味を持つものと考えられた。⁽³⁾ 彼の出身地であるノルトライン・ヴェストファーレン州において州議会選挙が2010年5月に迫っていたことは、このような推測に現実味を与えていた。同州においては2005年以来リュトガス州首相の下に CDU と FDP の連立政権が形成されていたが、連邦におけるのと同様に連立与党、特に FDP の支持率は2010年に入って以降低迷しており、州議会選挙において現連立与党が多数を維持できる展望は次第になくなりつつあった。従って、ノルトライン・ヴェストファーレン州の CDU にとっては、原発廃止を掲げる SPD と緑の党との間に楔を打ち込み、両党のいずれかとの連立の余地を残しておくことは、選挙戦略上も重要であった。

さらに、同州には原発が存在せず、電力業界の反発を懸念する必要がないことも、レットゲンの行動を容易にしている可能性があった。SPD が強い勢力を有するノルトライン・ヴェストファーレン州において、同党に対抗するために CDU 内で社会保障政策や労働市場政策を重視する「左派」的路線をとり、同州支部においてレットゲンを引き立ててきたリュトガスが彼の発言に対して何も批判的なコメントせず、他方で彼の発言と時を同じくして FDP の減税路線を強く批判したことも、リュトガスが彼の行動を容認していることを示唆していた。また、同じく CDU 幹部でありザーラルント州ですでに FDP 及び緑の党と「ジャマイカ連立」を形成しているミュラー同州首相や、チューリンゲン州で SPD との大連立政権を率いているリーバークネヒト同州首相が、連立政策に関しても原子力政策に関してもレットゲンの立場に共感を示したことも、そのような背景からすれば理解可能なことであった。⁽⁴⁾

しかし、FDP との連立を不安定化させるともとれるレットゲンやリュトガスのこのような行動に対して、同党は激しく反発した。レットゲンの発言直後の2月9日には、連立与党党首・院内総務等による連立委員会が開催されたが、その場で FDP 党首ヴェスターヴェレはレットゲンに対する怒りをぶちまけ、それがあまりにも激しかったためにメルケル首相は「その場にはいない人物を罵倒することはできない」と述べて、ヴェスターヴェレを制止しなければならなかったと報道された。⁽⁵⁾ ヴェスターヴェレの怒りの理由は原発に対するレットゲンの否定的な発言内容自体というよりも、それが行われた時期にあった。前述したように、連立与党は政権発足直後に原発の稼働期間延長についての具体的な決定をノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙後になってから行うことで合意していたが、その理由は、この問題を含む政策課題がノルトライ

ン・ヴェストファーレン州議会選挙で争点化されることを回避することにあった。それにも拘わらず、レットゲンが連立協定と食い違うとも解釈できるような発言をしたことは、FDPにとって、原子力政策が争点化され、原発の稼働期間延長を積極的に支持してきた同党がますます不利な立場に追い込まれる危険性を高めるものであった。

しかし、レットゲンの行動に対しては、FDPだけではなく、CDU/CSU内からも経済界と密接な関係を有し経済政策を担当している議員を中心に批判が噴出した。レットゲンの発言が明らかになった直後、CDU/CSU 院内副総務クレッチュマーはレットゲンの発言の「乱暴さに啞然としている」とし、「ドイツは再生可能エネルギーだけでやっていくことはできない」と批判した。もう一人の院内副総務であるフックスも「レットゲン氏は緑の党につきまとう代わりに、むしろエネルギー価格の高騰を防ぐべきである」と批判し、安全な原発であれば、アメリカにおけるように60年間あるいはそれ以上稼働させることができると主張した。⁽⁶⁾ さらに、CDU/CSU 院内総務であり、原発立地州の一つであるバーデン・ヴュルテンベルク州出身であるカウダーも原発維持派としてレットゲンに対して批判的な立場をとった。カウダーはすでに2010年1月半ばに「われわれは移行テクノロジーとしての原発を捨てることはできない」「(原発の)古さではなく安全性が決定的である」と発言し、シュレーダー政権時代の合意によれば2010年中にも停止される予定であったネッカーヴェストハイム I (バーデン・ヴュルテンベルク州) 及びビブリス A (ヘッセン州) の2基の原発の継続的稼働を可能にするような改正を要求していた。これに対して、レットゲンは「核エネルギーは架橋であって、それ以上ではなく、再生可能エネルギーが信頼できる形でそれにとって代われるまでの間だけ存続する」と発言し、さらに「原発の稼働期間を(シュレーダー政権時代の合意よりも8年長い)40年とすることで全体としては十分である。古い原発は近い将来廃止されねばならない。」と述べて、カウダーと対立する姿勢を見せた。⁽⁷⁾ 2009年連邦議会選挙後にノルトライン・ヴェストファーレン州選出のCDU 連邦議会議員の多くが当時院内幹事であったレットゲンをカウダーの代わりに院内総務にしようとする動きを見せたことや、カウダーがリユトガースの社会政策重視路線に対して批判的な立場をとっていたことも、このような対立を深める背景となっていた。

レットゲンの発言に対しては、この時点なお稼働を認可されていた17基の原発のうち11基を有する南西部諸州のCDU/CSUの政治家からもただちに反発の声があがった。バイエルン州環境相ゼーダー、バーデン・ヴュルテンベルク州環境相ゲナー、ヘッセン州環境相ラウテンシュレーガーは共同記者会見を開き、原発の平均稼働期間を従来の合意よりも8年だけ延長して40年とするというレットゲンの発言を連立協定と一致しないものと批判した。ゲナーは「レットゲンが正当化しようとしている計算方法は理解不能である」と批判し、ラウテンシュレーガーは「エネルギー政策においては計画可能性、信頼性、供給の確実性が重要である」として、レットゲンの主張が確たる根拠に基づくものではないと指摘した。ゼーダーは「CDU/CSUとFDPは赤緑政権の政策を続けるつもりはない」とした上で、メルケル首相に対してノルトライン・ヴェストファ

ーレン州議会選挙前にも州側と「エネルギー・サミット」を開催し、原発の稼働期間延長問題に決着をつけるよう要求した。⁽⁸⁾ 各州環境相たちに続いて、ヘッセン州首相コッホもレットゲンの考え方を CDU/CSU の選挙綱領や連立協定に反するものとし、「今後ともこの二つの文書を二、三のインタビューによって変更しようとする者がいるならば、私はもはや黙っていないであろう」と述べて、激しい調子でレットゲンを牽制した。バーデン・ヴュルテンベルク州首相マップスも、「レットゲンがなぜ連立協定から逸脱する行動をとったのか分からない」と述べて、レットゲンに対して「選挙前に公約したことを守る」よう要求した。⁽⁹⁾ このように、原発の稼働期間延長という CDU/CSU の公式路線をめぐることは、党幹部の間でも、延長期間をできる限り短くし、合計稼働期間をせいぜい40年以内にすべきである主張するレットゲンや彼の路線を容認するリュトガース等と、それよりはるかに長期間の延長が可能であるとするカウダーやコッホ等の主張が対立していた。

しかし、原子力問題をはじめとした大きな対立をもたらす争点の尖鋭化を回避することによって連邦議会選挙に勝利したと考える CDU/CSU 指導部は、国内最大の州であるノルトライン・ヴェストファーレン州における州議会選挙においても、原子力をめぐる問題が争点化され、同州議会選挙が原発をめぐる住民投票となって、野党側がそれを支持者動員の手段として利用することをできるだけ避けようとしていた。従って、CDU/CSU 指導部はさしあたって同州議会選挙が終了するまでこの問題の決着を先送りするという方針を維持し、メルケル首相もレットゲンの発言に対して明確な態度をとることを避けた。政府報道官ヴィルヘルムは「連立与党内には明確な協定があり、それによれば環境省と経済省が共同でエネルギー供給に関するシナリオを作ることになっている。それを基礎として、原子力エネルギーをどれくらい長く架橋テクノロジーとしてなお使用するかという決定が秋に下されるであろう。」と述べて、この問題に関する党内対立を避けるよう要請した。⁽¹⁰⁾

しかし、このような要請にも拘わらず、レットゲンは「遅くとも2030年までに原子力からの撤退を実現できると予測している」という発言を新聞のインタビュー等で繰り返したことから、3月に入っても CDU/CSU 内の対立は終息しなかった。CSU 党首でバイエルン州首相でもあるゼーホーファーは3月はじめにライニッシェ・ポスト紙のインタビューで原発の稼働期間の制限自体を撤廃するよう要求した。CSU 院内総務フリードリッヒも「核エネルギーからの撤退についての議論にはもっと現実主義の観点が必要である」とし、「工業国としてのドイツはその力を主として製造業から得ており、現在われわれに必要なのはロマンティックな原子力からの撤退シナリオではなく、信頼性のある安全で支払い可能なエネルギー形態が不可欠であるという自覚である」と主張して、CDU に対して「現実逃避」しないよう警告した。⁽¹¹⁾

この際、注目すべきであったのは、レットゲンの批判者たちも擁護者たちも、彼の提案を緑の党に対する接近のシグナルと解釈していたことであった。前述したように、CDU においてこの方向性を追求し、2年近く前からすでに緑の党との連立を形成しているハンブルク市長フォン・

ボイストは、「CDU/CSU の経済合理性と緑の党のエコロジー的道徳的姿勢はよく合致している」とし、「ノルトライン・ヴェストファーレン州において（CDU/CSU と FDP から成る）黒黄連立に十分な多数が得られない場合には、われわれはさらに考えねばならない」と述べて、原発の稼働期間延長問題と連立政策の関連性を繰り返し示唆していた。このような発言に対しては、FDP からの反発が見られただけでなく、CDU 幹事長グローエも「CDU/CSU と緑の党は依然として世界を異にしており、そのことはエネルギー政策と産業政策を見るだけで分かる」と牽制していた。⁽¹²⁾

このような対立を收拾し、2010年秋に予定されている原発の稼働期間延長に関する決定に向けた議論の基礎を作り出すために、3月下旬、首相府、経済省、環境省は原発の稼働期間の延長幅を5年、10年、15年、20年とした場合の4つの異なったモデルの試算を外部の専門家に行わせ、6月にその結果を公表することで合意した。前述したように、政府は2010年10月までに新しいエネルギー構想を決定すると表明しており、この構想に向けての中間報告を夏休み前にも行う予定であった。専門家による原発の稼働期間を延長した場合のモデル試算はその基礎となるべきものであった。政府内では、この試算を行わせる場合の指示内容をめぐってその直前まで意見が対立しており、レットゲン環境相は当初8年を越える延長についての検討を行う必要はないとの立場をとっていたが、結果的には最大20年までの延長を想定した試算が行われることになった。しかし、CDU/CSU 議員団多数派はこのような想定だけでは満足せず、その後、原発の稼働期間を28年間（従って2050年頃まで）延長する場合についても検討することを要求するようになった。⁽¹³⁾ その結果、後述するように、その後実際に提出された報告書では、原発の稼働期間を4年、12年、20年、28年とした場合の試算が示されることになった。

（2）ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙とその影響

メルケル等 CDU/CSU 指導部が懸念していたように、SPD と緑の党はこのような連立与党側の混乱を見て、両党が CDU/CSU と FDP に対抗して再び結束するための絶好の争点として、原発の稼働期間延長問題を取り上げる姿勢を鮮明にした。両党は4月26日のチェルノブイリ原発事故24周年記念日と5月9日のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙に向けて、国民に対して連立与党の計画している「原子力からの撤退からの撤退」に対する抗議を呼びかけた。3月末、SPD 幹事長ナーレスと緑の党院内総務トリッティンは原発の稼働期間延長計画に反対するための動員を行うと表明した。他方で、トリッティンは「SPD との連立はノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙のための最高の目標である」と表明し、「原子力からの撤退と新しい石炭発電所の放棄という方針の堅持によってのみ、緑の党との連立は可能である」と述べて、エネルギー政策を軸とした同州における赤緑連立の形成を目指すことを明確にした。ナーレスも「連立の背景には SPD と緑の党の場合のように核心的問題における共通点を持つ政治的プロジェクトがなければならない」と指摘して、原子力問題をテコとして「赤緑連立のカムバック」を目指

す姿勢を見せた。実際、チェルノブイリ原発事故記念日の2日前の4月24日には、SPDと緑の党の他に多くの団体の呼びかけに従って、主催者側発表では15万人、警察発表では約10万人が参加して、事故を起こして停止中のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のクリュンメル原発とブルンスビュッテル原発の間で120km以上にわたって人間の鎖を作るという大規模な抗議行動が行われた。この抗議行動には2009年連邦議会選挙後にSPD党首に就任していたガブリエルやトリッティン等SPDと緑の党の幹部も参加し、この抗議行動をノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙のためのシグナルとして、「連邦参議院での多数を通じて、より多くの放射性廃棄物、より多くの不安定性、より多くの原子力エネルギーを阻止する」と宣言した。⁽¹⁴⁾

こうした状況のなかで2010年5月9日にはノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙が実施されたが、前述したように、同州においては同年春先からCDUとFDPに対する支持率が急速に低下し、政権交代の可能性が次第に高まっていった。その背景には、同州のCDUをめぐるスキャンダルが明らかになったことに加えて、連邦レベルにおいて原発の稼働期間延長問題の他に財政・税制政策や労働市場政策をめぐる連立与党内部での意見対立が顕在化したこと、債務危機に陥ったギリシアに対する財政支援の決定が国民の多くから反発を招いたこと、外相に就任したヴェスターヴェレの行動や外交能力に対する批判が高まりつつあったこと等が影響していた。その結果、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙ではCDUの得票率が前回州議会選挙時の44.8%から34.6%へと大幅に低下し、FDPのそれも前回州議会選挙と比べれば6.2%から6.7%へと若干上昇したものの、2009年連邦議会選挙当時の同州における14.9%という得票率から見れば激減して、連立与党側は大敗を喫した。これに対して、緑の党の得票率は前回州議会選挙の6.2%から12.1%へと倍増した。SPDが34.5%の得票率に終わったため、同党と緑の党だけで多数派を形成できる状況にはなかったが、いずれにせよ、CDUとFDPの連立を継続できないことは明らかとなった。これによって、CDU/CSUとFDPが単独あるいは連立によって政権を有する州が連邦参議院において保持している票数は37票から過半数を下回る31票へと減少することとなった。⁽¹⁵⁾

連立与党にとっては、連邦参議院における多数派を失ったことから、原発の稼働期間延長を立法化した場合に、連邦参議院の賛成を得ることは不可能になった。これに対して、連立与党内では、ヘッセン州首相コッホ、バーデン・ヴュルテンベルク州首相マッブス等原発の稼働期間延長を積極的に推進しようとする政治家や、ポフアラ首相府長官等を中心に、立法化にあたって必要な法案を分割し、稼働期間延長にとって不可欠な部分を「合憲的で連邦参議院の賛成を必要としない法案」にすべきであるとの指摘がなされるようになった。その際、彼らは、「法案を連邦参議院の賛成を必要としない部分と必要とする部分に分けることは(西ドイツが建国された)60年前から立法上の手法になっている」と主張し、シュレーダー政権が「原子力からの撤退」を立法化した時にもそのような手法がとられたことを指摘して、自らの提案を正当化した。このような主張に対して、シュレーダー政権当時環境相を務め、「原子力からの撤退」に関する法案を立案

したトリッティンは、同政権当時の法案は各州に対して負担増をもたらす内容ではなかったため連邦参議院の賛成を必要としなかったが、原発の稼働期間延長は各州の負担を増大させるものであるがゆえに連邦参議院の賛成を必要とするにただちに反論した。トリッティンは5月末にSPD党首ガブリエルや環境保護団体の代表等と共にブランデンブルク門の前で「デモンストレーション的記者会見」を行い、連立与党が連邦参議院の賛成なしに原発の稼働期間延長を実行しようとする場合には憲法訴訟を提起すると警告した。⁽¹⁶⁾

野党側がこのような主張を展開することは当然予想されたことであったが、それに加えて、レットゲン環境相はこの問題においても、マップス等と異なって、数年間だけの「緩やかな」形での稼働期間延長でない限り連邦参議院の賛成が必要であるとの立場をとった。レットゲンもトリッティン同様に、シュレーダー政権による原子力の放棄の場合には、連邦からの委任行政の終了という形によって州側の負担が軽減されたがゆえに連邦参議院の賛成は必要なかったが、今回のような原発の稼働期間延長の場合には、逆に州側に対して委任行政の負担と任務を新たに与えることになることから、基本的に連邦参議院の賛成が必要であると指摘した。また、レットゲンは法的な理由に加えて政治的なそれとして、原発の稼働期間延長だけではなく、送電網の拡充等、エネルギー政策全般に関して連邦と州の間の緊密な協力が必要である点を指摘し、政権の交代に左右されない安定的なエネルギー政策のためにも、連邦参議院の賛成を得る必要性を強調した。さらに、レットゲンは、バイエルン、バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン各州がシュレーダー政権当時の原子力法改正法案に対しては連邦参議院の賛成が必要であるという立場を強く主張していたことも指摘した。⁽¹⁷⁾

レットゲンが原発の稼働期間延長の時間的な長さだけではなく、立法手続に関してもこのような主張を展開したことに対して、マップスは「私は連邦環境相の逸脱行為をこれ以上許容するつもりはなく、環境相には制止を命じなければならない」と怒りを示し、レットゲンに対して直接辞任を要求するに至った。⁽¹⁸⁾ マップスがレットゲンに対してこのような強硬な態度をとった背景には、前述したように、CDU内で院内総務職をめぐってレットゲンと一時競争関係にあったカウダーとマップスが同じ州支部に属し、非常に近い関係にあったということに加えて、バーデン・ヴュルテンベルク州が電力供給の約半分を原発に依存しているという事情があった。さらに、マップスは州首相就任後初めての州議会選挙を2011年3月に控えており、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙後はそれまでとは逆に、原発の稼働期間延長に関する決定をできるだけ迅速に行ってこの問題を処理することにより、自らの州議会選挙戦にあたって原子力政策が再び争点化されSPDや緑の党による支持者動員につながることを防ごうとしていた。しかし、見方を変えるならば、レットゲンの目標は、原子力政策に関してできる限り広範な合意を得ることによって、むしろそのような社会的な両極化を恒久的に回避することにあるとも言えた。

原発の稼働期間延長の立法化にあたって連邦参議院の賛成が必要か否かをめぐるとこのような連立与党内の対立は、内務省、司法省、経済省、環境省の間で6月までに解決されることになった。

この一環として、デメジエル内相とロイトホイザー＝シュナーレンベルガー法相はメルケル首相の指示を受けてこの問題に関する報告書を作成し、6月はじめに提出した。この報告書によれば、このような問題に関して憲法判断が行われたことはなく、逆に、様々な論拠によって正反対の結論を出している多くの法的鑑定が存在していた。そこから、報告書は原発の稼働期間延長が「緩やかなもの」である場合には、「おそらく連邦参議院の賛成は必要ではない」とした上で、「そのような（原発の稼働期間延長のための）法律を連邦参議院の賛成を必要としない形にすることは可能であるように思われるが、それは相当大きな憲法上のリスクをはらんでおり、それを甘受するかどうかは、結局政治的に判断されるべきである」と結論づけていた。また、この報告書では、「対立が起こった場合には、連邦憲法裁判所が連邦参議院の賛成の必要性を否定するということを確実に想定することはできない」とされていた。これに先だって、レットゲンが退任したばかりの元連邦憲法裁判所長官ピーパーに対して態度表明を要請していたが、それに対して、ピーパーは連邦参議院の賛成が必要であるとの結論を示していた。ただし、元国防相で憲法学者でもあるショルツは逆の結論を引き出していた。⁽¹⁹⁾

このように、原発の稼働期間延長に関する法案に連邦参議院の賛成が必要かどうかについては、専門家の間でも意見が一致しておらず、内務省と司法省の報告も明確な結論を出していなかったが、連邦憲法裁判所に訴訟が提起された場合、それを確実に斥けられるとは言えないという状況は、どちらかと言えばレットゲンにとって有利であった。この報告書を受けて、6月2日には連立与党の三党首に加えてポファラ首相府長官、レットゲン、デメジエル、ブリュデーレ経済相による会議が開催されたが、ここでもはっきりとした結論は出されず、メルケル首相も明確な態度をとらなかった。

ただし、前述したように、レットゲンも原発の「緩やかな」稼働期間延長であれば連邦参議院の賛成は必要ではないという立場をとっており、具体的には8年という数字をあげていた。これは最終的な原発の稼働終了を2030年頃とすることを意味しており、彼によれば、原発が必要なくなる程度にまで再生可能エネルギーによる発電を拡充するには、これだけの時間があれば十分であった。⁽²⁰⁾ 従って、実際には、連立与党内での議論の焦点の一つは、どれくらいの延長幅であれば「緩やかな」延長と言えるかという点になっていった。

（3）財政再建と核燃料税導入問題

以上のように、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙後も原発の稼働期間延長をめぐる連立与党内の対立が依然として続く一方で、原子力発電に関しては財政面でもう一つの問題が議論されていた。すなわち、第2次メルケル政権の財政政策面での主要目標は、2008年の金融・経済危機以降急速に悪化した財政を立て直すだけでなく、基本法に新たに導入された財政赤字制限規定を遵守する形での財政再建を実現することにあった。この財政赤字制限規定によれば、2016年までに景気変動による変化等を除いた連邦の単年度の「構造的赤字額」の対GDP比を0.35

%以下に引き下げ、それ以降大規模自然災害や景気後退等例外的な場合を除いてこの水準を維持し、事実上の財政均衡状態を達成しなければならないことになっていた。この目標達成のための財政上の出発点とされるのは2010年であったが、2010年3月時点での予測によれば、同年の財政赤字の状態からして、2011年から2016年まで毎年約100億ユーロずつ連邦の構造的財政赤字額を削減し、合計約600億ユーロの構造的赤字削減を達成しなければならないとされていた。⁽²¹⁾ このため、政府は2011年度連邦予算案の編成にあたって、支出面での緊縮措置の他に、タバコ税及び連帯付加税の引き上げや売上税（付加価値税）の優遇税率廃止等の増税、日曜祝日勤務手当の税控除廃止等歳入面での改善を計画していたが、それらの措置の一部として、原発の核燃料に課税する核燃料税の導入と環境税・電気税に関する優遇措置の縮小も検討されていた。

連邦政府はこのような財政赤字削減目標を達成するために、2014年までの4年間に連邦予算に関して総額約800億ユーロの負担緩和を目指す「未来パッケージ（財政緊縮パッケージ）」を2010年6月7日に閣議決定した。⁽²²⁾ その中で、核燃料税の導入は原発の稼働期間延長とは関係なく、財政再建のための措置の一環として実施されることになっており、その税収は年間約23億ユーロと予測されていた。この課税の根拠は、原発による発電が化石燃料による発電とは異なって二酸化炭素排出権取引に影響を受けないにも拘わらず、排出権取引に伴うコストが電気料金への上乗せという形で増大していくことから、原発運営事業者は結果的に追加的利益を得られることになるがゆえに、その一部を税金として徴収することは正当であるというものであった。ドイツ国内の原発による発電量を年間1,350億キロワット時と想定した場合、年間税収を23億ユーロとすれば、1キロワット時あたりの課税額は1.5~1.6セントに相当するとされていた。他方、シュレーダー政権時代に環境税が導入された際に、エネルギー集約的産業が国際競争の面で不利な立場に立たされることを防ぐために導入された優遇措置も縮小されることになっており、それに伴う税収増は2011年に約10億ユーロ、2012年以降は毎年約15億ユーロになると予測されていた。⁽²³⁾

しかし、この核燃料税導入問題についても、経済政策担当議員を中心に、CDU/CSU 議員団内からただちに異論が出された。政府による「未来パッケージ」の決定直後、CDU/CSU 院内副総務フックスは、政府の説明とは異なって、核燃料税が原発の稼働期間延長による企業側の追加的収益の一部を吸い上げる一つの方法であるということであれば理解できるという前提を示した上で、それでも1キロワット時あたり1.6セント程度という課税額は高すぎるとして見直しを求めた。彼は、第1次メルケル政権時代にガブリエル環境相が提案した一結局 CDU/CSU の反対から実現できなかった一課税額が1キロワット時あたり1セントであったことを指摘して、「核燃料税を導入すれば、ドイツ企業は国際競争において不利な立場に立たされるであろう」と警告した。他方で、フックスは原発の稼働期間延長問題についても、CDU/CSU 議員団が最大28年間の延長を支持していることを指摘し、この延長幅についても検討するよう改めて要求した。CDU/CSU 院内総務カウダーも原発の稼働期間延長と核燃料税の導入を結びつける立場をとり、原発の稼働期間が「明確に」延長される場合にのみ核燃料税の導入を認めるとの立場をとった。彼に

続いて、CSU 院内総務フリードリッヒも両者の問題を結びつける姿勢を見せた。これに対して、レットゲン環境相は原発の稼働期間を28年延長した場合には補修コストが最大500億ユーロに達するという試算を示して、稼働期間の大幅延長に改めて難色を示した。⁽²⁴⁾

さらに、核燃料税の導入に対しては、経済界側も難色を示した。シュレーダー政権時代に電力業界側と締結された原子力からの撤退に関する協定では、「連邦政府は核エネルギーの利用を一方的な手段によって差別する措置をとらない」と規定され、「このことは税法に関しても妥当する」とされていた。ドイツ原子力フォーラム会長ラルフ・ギュルドナーはこの協定の存在を指摘し、「核燃料税は2001年の連邦政府と原発運営企業との合意に沿ったものではない」と批判した。また、大手電力企業のRWEやE.ONは「株主に対する義務からだけでも、われわれは法的検討を行う必要がある」として、核燃料税が導入される場合には訴訟を提起することも辞さないとする姿勢を見せた。⁽²⁵⁾

核燃料税の導入や原発の稼働期間の延長幅をめぐるこのような議論の現状からして、2010年夏までに政府・連立与党内で一致した構想を立案することは困難な状況であった。このため、メルケル首相は6月14日に開催されたCDU幹部会において、当初6月あるいは遅くとも7月に行う予定であった原発の稼働期間延長問題についての決定を8月末以降に事実上延期する方針を示した。表面上は原発の稼働期間を様々な幅で延長した場合に予測される結果についての試算に関する報告書が当初予定より遅れて8月末になってから提出される見込みであることがその理由とされたが、実際には核燃料税の導入と原発の稼働期間延長をめぐる連立与党内の対立を解決するのにお時間がかかると考えられたためであった。ただし、メルケル首相は7月に入ってもこの問題に関して自らの明確な考え方を示さず、首相府の方針が推測の域を出ないこと自体も、決定の遅れの一因となっていた。その背景には、「未来パッケージ」の立案の中心となっていたショイブレ財務相とメルケルの考え方が必ずしも一致していないという事情があると見られていた。すなわち、ショイブレが財政再建という観点から原発の稼働期間延長とは無関係に核燃料税を導入しようとしていたのに対して、メルケル首相はどちらかと言えばCDU/CSUの多くの政治家と同様に、この二つの問題を連動させて処理するという方向性を支持していた。このような状況の下で、メルケルはこの問題がCDUの重鎮であるショイブレをも含む権力闘争に発展し、さらに党内の混乱を深めることを回避しようとしていた。⁽²⁶⁾

核燃料税の導入等「未来パッケージ」に含まれる歳入増実現のための法案は、2010年9月はじめまでに2011年度連邦予算案の付随法案として議会に提出される予定であったが、この法案の具体化に向けて、夏の間も核燃料税導入に関する議論は続いた。政府・連立与党内では、前述したように、核燃料税の額や、その導入と原発の稼働期間延長を関連づけるか否かについては意見対立があったが、連立協定に沿ってこのような税金を徴収すること自体については大きな対立はなかった。事実、環境省とは異なって基本的には経済界の要望に配慮すべき立場にあり、FDP幹部でもあるブリュデーレ経済相も、「われわれは原発の稼働期間延長によって得られる収益の

少なくとも50%を徴収し、そのうち大部分を再生可能エネルギーの拡充に利用すべきである」と表明していた。⁽²⁷⁾

これに対して、前述したように、電力業界側はこのような税金の導入自体を2001年の協定に反するものと非難し、さらに負担増があまりにも大きくなるような場合には採算性の観点からむしろ原発を廃止するという「脅し」まで行った。しかし、電力業界側も原発の稼働期間が延長される場合に収益の一部を再生可能エネルギーの促進等のために徴収すべきであるという議論に対して正面から抵抗することは困難であった。このため、実際には電力業界側は、無期限の課税が行われ、その税率が次第に引き上げられていくといった事態を防ぐため、税金ではなく基金への払い込みという形をとる等、予測可能で限定的な負担にとどめることを目指して、政府との間での交渉へと向かっていった。こうして、8月に入ると、電力企業側は連邦財務省との交渉を始めた。ショイブレ財務相も「エネルギー供給企業が（税金という形よりも）むしろ契約によって国家に対する追加的支払いを規定することを望んでいることを私は理解している」と発言し、「われわれが歳入を確保する別の有意義な形態を見出すことができるならば、それは私にとって失敗というわけではない」として、柔軟な妥協を行う用意があることを示唆した。⁽²⁸⁾

政府・連立与党と電力業界側のこのような動きに対して、SPDと緑の党は、特に核燃料税の導入が原発の稼働期間延長と結びつけられて議論されることに反対し、ただちに交渉を中止するよう要求した。SPD党首ガブリエルは、「核燃料税の導入は原発の稼働期間を延長するから必要だということではなく、そう（核燃料税を導入）しなければ古い疲弊した原発の補修のために必要な最大100億ユーロの財源を納税者から徴収しなければならないからである」と指摘して、核燃料税導入の根拠を原発の安全性維持のコストに求めた。その上で、ガブリエルは「電力コンツェルンの行動は露骨な脅迫である」と非難し、政府に対して、原発の稼働期間延長と関連させた核燃料税導入に関する電力業界側との交渉をただちに中止するよう要求した。緑の党院内副総務ターーンも同様の主張を展開し、「結局のところ、脅迫によって契約を締結することはできない」として、政府に交渉の中止を求めた。⁽²⁹⁾

野党側のこのような批判に対抗するかのようになり、電力業界を中心とした経済界側は、政府との交渉を行う傍らで、8月下旬に主要紙に「エネルギー政策アピール」と題する全面広告を掲載して政府に圧力加えた。このアピールはRWE最高経営責任者であるグロスマンが中心となって起草されたものであり、タイセン (E.ON)、アッカーマン (ドイツ銀行)、シュルツ (ティッセン・クルップ)、ヴェニング (バイエル)、ハムブレヒト (BASF) 等の経済界指導者たちに加えて、元CDU/CSU院内総務メルツ、CDU・経済評議会会長ラウク、CDU/CSU院内副総務フックスといったCDU/CSUの経済政策重視派の政治家、さらに元SPD幹部でかつてノルトライン・ヴェストファーレン州首相でもあったクレメント等も含む40名の政財界の著名人が署名していた。このアピールは、「未来は再生可能エネルギーを必要としている」ことを認める一方で、再生可能エネルギーの拡大という目標を財源調達可能な形で達成するためにはエネルギー供給事業者に

対する負担の強化が行われてはならないとしていた。このアピールによれば、緑の党等が主張しているように石炭発電を拒否し、核エネルギーから早期に撤退するようなことをすれば、厳しい競争にさらされている産業立地としてのドイツから巨額の資本を逃避させることになるのであり、「新しいエネルギー税によって財政を再建しようとする政策は未来への投資をブロックすることになる」のであった。さらに、「より安全かつクリーンであり、何よりも支払い可能なエネルギー供給はドイツにとって不可欠のもの」であるが、再生可能エネルギーは長期的になお相当のコスト増をもたらすと予測され、従って、社会的に広範な支持を得ることができ、産業立地ドイツを維持できるような「包括的なエネルギー・ミックス」が必要であるとされた。このアピールの核心は、経済界の主張を改めて展開するとともに、レットゲン環境相を攻撃することにあるとされた。グロスマン等によれば、原発の稼働期間延長を8年程度までしか容認せず、核燃料税の導入を支持するレットゲンは「エネルギー政策が過酷な競争政策である」ことを理解していないのであった。⁽³⁰⁾

レットゲンは経済界からのこのような批判に対してシュピーゲル誌上でただちに反論し、「われわれは脅迫に屈しない」として、核燃料税の導入という形での「財政再建への寄与」は必ず行われるであろうと主張した。他方で、彼は原発の稼働期間延長による企業側の追加的収益からの公的徴収分を財政再建に優先的に使用することには反対し、「その大部分を再生可能エネルギーのために投入するという連立協定における合意は当然のことながら維持される」と指摘して、電力業界に対して、財政再建と再生可能エネルギー開発という二つの目的に寄与することを要求した。彼はこの負担が「原発企業にとっての限界を越えるものであってはならない」とし、企業側との交渉を行うことを是認したが、他方で「国家は個々の企業と取引してはならない」と釘を刺した。⁽³¹⁾

メルケル等政府首脳もレットゲンの示した方向性を支持する姿勢を見せた。メルケルは原発の稼働期間延長そのものについては「それが必要であることを確信している」と述べる一方で、核燃料税という形で原発運営企業に年間23億ユーロの負担を課し、それを連邦予算の財源の一部とする方針を確認した。さらに、彼女は「それと並んで再生可能エネルギーの拡充のための行動の余地を確保することが重要である」と指摘し、電力業界に対して、財政再建と再生可能エネルギーの拡充という二つの面での寄与を求めることを示唆した。ただし、メルケルも後者については明確な額を示さなかった。CDU 幹事長グローエも「核燃料税を越えたそのような寄与がなされるであろう」と述べて、レットゲンやメルケルの発言を確認した。その際、グローエは、「核燃料税は原発の稼働期間延長とは関係なく課税される」とし、その根拠として放射性核廃棄物の最終処理や停止後の原発の解体によって国家にとって生じるコストをあげた。他方で、彼は原発の稼働期間延長によって電力事業者側に生じる追加的収益の一部をさらに徴収対象とし、それを再生可能エネルギーの拡充に利用するという方針を示唆した。⁽³²⁾

しかし、政府側からのこのような発言は、CDU/CSU 連邦議会議員団側のそれと必ずしも一致

しておらず、不明確さを残していた。カウダー院内総務は原発運営企業に対するそのような二重負担に反対する態度をとっており、「私はそれに反対である。電気料金がさらに高くなってはならない」と主張していた。CDU バーデン・ヴュルテンベルク州支部幹事長シュトロブルも「われわれはエネルギー政策に関する混沌を経験している」と述べて、政府側の方針の不明確さを批判した。CSU 院内総務フリードリッヒも慎重な姿勢をとり、「エネルギー供給企業に対してどのような財政的寄与を求めるかという問題については、未だ最終的な決定は下されていない」と述べる一方、「われわれは（電力業界に対して）過大な要求をしないし、するつもりもない」とし、「（核燃料税の他に）追加的公課を徴収するという表明はそれと合致しない」と指摘した。⁽³³⁾

（４）原発の稼働期間延長に関する報告書の提出と政府・連立与党の基本合意

このように、核燃料税の導入をめぐる議論が原発の稼働期間延長の幅をめぐるそれと連動する形で行われるなか、かねて予定されていた通り、8月27日には原発の稼働期間を4年間、12年間、20年間あるいは28年間延長した場合にそれぞれどのような結果が生じると予測されるかについての専門家による報告書が提出された。この報告書は、それらのケースを比較した上で、原発の稼働期間を従来計画よりも12~20年間延長した場合に、気候保護と経済にとって最上の結果を達成できると結論づけていた。それによれば、原発の稼働期間を12年間延長した場合には、平均4年間の延長の場合と比較して二酸化炭素排出量は10%、電力取引価格は20%、一般家庭の電力料金は4%低下し、43,000の新規雇用が創出され、経済成長率は0.2ポイント押し上げられるとされていた。また、原発の稼働期間を20年間延長した場合には、一般家庭の電力料金は7%低下し、71,000の新規雇用が生み出され、経済成長率は0.5ポイント押し上げられるとされていた。さらに、この報告書によれば、ドイツは将来国内の電力需要を独自にまかなうことができず、実質的に電力輸出国から電力輸入国に転換すると予測されていた。原発の稼働期間を4年間だけ延長した場合には2030年時点ですでに140ペタジュールの電力を輸入しなければならなくなるとされていたが、これは2009年時点での電力需要の7%近くに相当する量であった。原発の稼働期間を12年間延長した場合には、輸入必要量はこの半分になり、原発の稼働期間をさらに延長すれば、輸入量はさらに減少すると予測されていた。⁽³⁴⁾

この報告書の結論を受ける形で、メルケル首相は報告書提出直後のテレビ・インタビューで原発の稼働期間の延長幅を10~15年間とする見通しを示した。FDP党首ヴェスターヴェレも「これまでのところ10~15年間の幅での延長が議論の対象となっており、私はこの範囲での延長が決定されると予測している」と述べた。しかし、メルケルは上記のインタビューにおいて「この延長期間はエネルギー専門家の視点からのものである」と付け加え、政治的決定はそこから逸脱したものになる可能性を示唆した。メルケルはそのような「逸脱」の第一の可能性として、CDU/CSUが単独あるいはFDPとの連立によって政権を有する州が連邦参議院において少数派となっていることをあげた。これに対しては、前述したように、政府は「緩やかな」稼働期間延長によ

って法改正にあたって連邦参議院の賛成を必要としないようにする方針であった。しかし、そのような方法の合憲性についてはなお確実性が得られておらず、メルケルは6月以降も内務省と司法省に「憲法上の様々なシナリオ」を検討させていた。「逸脱」の第二の可能性は原発の事後的補強に伴うものであった。この点に関して、レットゲン環境相は航空機の墜落に耐えられるような原発のコンクリート壁の強化を含む安全性強化のための包括的な補強を要求していた。それには原発1基あたり10億ユーロの費用が必要であるとされており、コスト面から結果的に電力企業側が古い原発を早期に閉鎖せざるを得なくなることを狙ったものであるとも言われていた。レットゲンのこの要求に対しては、原発立地州であるニーダーザクセン州やバイエルン州の環境相も、上空の飛行を禁止する方が合理的であると困惑を示していた。これらのことから、メルケルは「この中規模の稼働期間延長によって温室効果ガス、電力料金、電力供給の安定性に関して明確な効果が達成されることは確かであるが、稼働期間の延長についての確定を行う前に、原発の事後的補強のような憲法上及び安全上の問題が解決されるべきである」と表明した。⁽³⁵⁾

メルケルの発言において示唆されていた通り、報告書の提出後も政府・連立与党内では必ずしもすぐに意見の不一致が解消されたわけではなかった。ブリュデーレ経済相は報告書を根拠として原発の稼働期間を12~20年間延長した場合に最大の効用がもたらされるとし、20年間の延長の場合には一般家庭にとっての電力料金を2030年時点で80億ユーロ節約できると強調した。それに対して、8年間あるいは最長でも10年間未満の稼働期間延長にとどめるべきであるという立場をとってきたレットゲンは、全般的な意見の一致はあるとしながらも、「2050年までの電力料金面での効果を確定することはほとんどできない」として長期的効果の予測に対する懐疑を示す一方、航空機の墜落を想定した原発の大規模な事後的補強の必要性を強調した。さらに、ブリュデーレ経済相とショイブレ財務相の間では、原発の稼働期間延長と関連した原発運営企業に対する財政負担の強化についても意見の不一致が解消されていなかった。ブリュデーレは核燃料税を2011年から2014年までの4年間だけの時限徴収とすることを提案していたが、ショイブレ財務相はそのような期限を設けることを拒否していた。また、財政再建のために年間23億ユーロを徴収する核燃料税に加えて、再生可能エネルギー拡充のために電力企業側からどの程度の額をどのような方法で徴収するかについても、この時点になっても政府内では必ずしも合意が得られおらず、企業側は法的安定性を確保できる契約方式を望んでいた。核燃料税の導入を含む2011年度連邦予算付随法案は9月1日に閣議決定されることになっていたため、両閣僚は8月31日にレットゲン環境相と共にメルケル首相のもとでこれらの点について調整を図ったが、合意に達することはできなかった。このため、予算付随法案は核燃料税導入に関する部分だけを除いた上で閣議決定され、議会に提出された。⁽³⁶⁾

それに引き続いて、メルケル首相のもとで、レットゲン環境相、ショイブレ財務相、ブリュデーレ経済相、デメジエール内相、ロイトホイザー＝シュナーレンベルガー法相、ポファラ首相府長官等関係閣僚に加えて、ゼーホーファー CSU 党首とヴェスターヴェレ FDP 党首や連立与党

各党の院内総務及び関係分野を担当する連邦議会議員たちも加わって、原発の稼働期間延長と電力業界による財政的寄与の問題について、数日間にわたって集中的な議論と調整が行われた。この間、電力業界側でも、RWEのグロスマンが「われわれは原発の稼働期間延長による増収を政治家と分け合う用意があると常に述べてきた」と発言し、原発の稼働期間延長と引き換えに再生可能エネルギー促進事業に対する拠出を行う用意があることを表明した。ただし、他方で彼は原発の稼働期間を20年間延長することを要求し、「それによって、国民経済的に最上の結果がもたらされるであろう」と主張した。このような集中的な議論と調整の結果、9月5日夜には政府・連立与党は原発の稼働期間延長及びそれと連動した電力業界による財政的寄与の問題について、以下のような基本合意に達することに成功した。⁽³⁷⁾

- ①現在稼働認可を受けている17基の原発について、1980年以前に稼働を開始した原発（7基）に対しては8年間、1982年以降に稼働を開始した原発（10基）に対しては14年間の稼働期間延長を認める。これによる原発1基あたりの稼働延長期間の平均は12年となる。この稼働期間の延長は、それぞれの原発の8年ないし14年間の残存発電量を確定した上で、2002年に施行された改正原子力法において規定された各原発ごとの残存発電量がゼロとなった時点から上記の残存発電量を改めて認可するという形で実施する。
- ②レットゲン環境相によって要求されていた航空機の墜落を想定した原子炉のコンクリート壁による強化は行わない。
- ③2011年から2016年まで、原子炉に装填される核燃料1グラムあたり145ユーロの核燃料税を徴収する。その税収は年間23億ユーロと予測される。この歳入を財政再建のために利用する。
- ④核燃料税の他に、原発を運営するE.ON、RWE、Vattenfall、EnBWの4大電力企業は契約に基づいて2011年と2012年にそれぞれ3億ユーロを、また2013年から2016年までは毎年2億ユーロを再生可能エネルギー促進のための「エネルギー・気候基金」に払い込む。2017年以降は、これに代わる契約に基づいて、電力企業側は原発における発電量1メガワット時あたり9ユーロを基金に払い込む。この払い込み額は1メガワット時あたり50ユーロという電力取引価格を基礎としており、この価格の変動に応じて払い込み額も変動させる。
- ⑤エネルギー・気候保護に関する目標を達成するために、連邦予算から年間最大30億ユーロを支出する。その財源は、核燃料税等企業による寄与と2013年から開始される二酸化炭素排出取引から得られる歳入を財源とする。

この政府・連立与党合意では、原発の稼働期間延長幅については、10～15年間というメルケルの発言を軸に、12～20年間というブリュデーレ経済相や経済界の主張と、最長でも10年未満というレットゲン環境相等の主張の双方に配慮し、原発の稼働開始年次を基準として二種類の延長期間を認めるという形で妥協が図られた。シュレーダー政権時代の計画によれば、最後の原発が発電を終了するのは2020年代はじめになる見込みであったが、2010年9月の基本合意における稼働期間延長を前提とすれば、最後の原発が停止されるのは2030年代半ばになると予想された。ただ

し、シュレーダー政権時代の合意の場合と同じく、各原発の間で残存発電量を移転することが認められる予定であったため、実際に最後の原発が稼働を終了する時点を予め正確に予測することは困難であった。

また、核燃料税については、当初税額は核燃料1グラムあたり220ユーロとすることが予定されていたが、結果的には145ユーロへとかなりの引き下げが行われた。その背景には、経済界に対する譲歩という他に、企業側が法人税納税の際に核燃料税を経費として控除できることから、核燃料税は法人税税収を減少させるという側面も持っているという事情もあった。核燃料税は連邦のみの歳入となるのに対して、法人税は連邦と州の歳入となることから、州側にとっては核燃料税が高くなり過ぎることは必ずしも歓迎すべきことではなかった。他方で、原発の稼働期間が延長されればされるほど企業側の収益は増加し、それにつれて法人税税収も増加するという面もあった。さらに、市町村側は、自らの最も重要な財源である営業税にも同様の悪影響が出ることを懸念していた。これに対して、CDU/CSU 連邦議会議員団市町村政策担当議員ゲッツは「核燃料税のために営業税の税収減少が発生するという懸念は理解し難い」と述べて、最終的には原発の稼働期間延長によってこの短期的な税収減少を補って余りある税収増が得られるとの見方を示した。さらに、彼は政府のエネルギー構想には市町村のための多くの財政的支援措置が予定されていることも指摘した。基本合意はこれらの側面を勘案してバランスをとったものとされ、このような徴税方法であれば当初予定通り年間23億ユーロの税収増を確保することができるとされた。また、経済省や電力企業側の要望に応える形で、核燃料税は時限徴収とされ、再生可能エネルギー促進のための財政的寄与については2016年までは確定額を基金に払い込み、その後は発電量と電力価格に応じた払い込みとすることになった。核燃料税と基金への払い込みによって電力企業が最後の原発停止までに負担する拠出総額は約300億ユーロになると予測された。⁽³⁸⁾

このように、基本合意は原発の稼働期間延長と電力企業の財政的寄与をめぐる様々な主張に配慮した上での妥協的な内容となっていた。しかし、原発の稼働期間の延長幅が平均で10年を上回るものになったこと、原発の稼働期間延長のための法案を連邦参議院の賛成を必要としない形で起草するという方針が維持されたこと、航空機の墜落を想定した原発の補強が行われなかったことになったことといった点で、基本合意はレットゲンにとっての敗北という見方もできた。事実、9月5日の交渉に際しては、メルケル首相を含めてレットゲンの立場を積極的に支持する閣僚はおらず、彼は孤立したと報道された。しかし、レットゲンは公式の場ではこの基本合意によってエネルギー政策推進のための大きな財源が得られることを指摘し、「これは再生可能エネルギーのための信頼性があり高度で未だかつてなかった財源調達約束である」と評価した。他方、ブリュッセル経済相は稼働期間延長の点でレットゲンに対して勝利を取めたことを示唆し、「適切な妥協が達成された」と評価した。ヴェスターヴェレも「原子力に関するこの妥協は画期的な意義を持つものである」とし、「政府がこれほど多額の予算をエネルギーに投資したことはなく、再生可能エネルギーの時代への確固たる架橋が構築される」と賞賛した。CDU・経済評議会会長

ラウクも「連立与党は市場指向的、非イデオロギー的でテクノロジーに対して開放的な国内エネルギー構想への決定的な一歩を踏み出した。（原発の稼働期間延長によって）今や獲得された時間は、再生可能エネルギーが今後クリーンなだけでなく、安全で支払い可能なドイツのエネルギー供給を保障できるという大きなチャンスを与えるものである。」と評価した。経済界もこの合意を基本的に歓迎し、ドイツ産業連盟（BDI）は「合意された規定は電気料金に抑制的効果を発揮するものである。この決定は工業国ドイツにとっても重要である。なぜなら、それは工業の国際的競争力を維持し、それによってドイツにおける雇用を確保することに寄与するからである。」とする声明を発表した。E.ONの最高経営責任者タイセンも「政府はこの決定によって、核エネルギーがわれわれのエネルギー供給の重要な柱としてなお長期にわたって使用されることを明確にした」とコメントした。⁽³⁹⁾

（5）基本合意後の与野党の議論

この基本合意に対して、野党側は強い反発を示した。すでに、政府・連立与党が合意形成のために協議を行っていた9月5日に、SPD党首ガブリエルと緑の党党首ロートは左翼党院内総務であるギジと共に首相府の前での反原発抗議行動に参加した。その際、ガブリエルは「SPDが政権を獲得した場合には、原発の稼働期間延長を再び撤回するであろう」と宣言し、「それによって、次期連邦議会選挙戦の最初の争点は確定された」と主張した。さらに、ガブリエルは「連邦政府が原発の稼働期間延長の決定に際して連邦参議院を迂回しようとするならば、SPD首班の州政府は連邦憲法裁判所に提訴するであろう」と再度警告した。ロートも9月18日にベルリンにおいて連邦政府の原子力政策に反対する大規模デモを行うことを表明し、「私は連邦政府に対して『熱い秋』を約束する」と宣言した。さらに、野党側はレットゲン環境相やメルケル首相が当初は原発の稼働期間延長に関して穏健な立場を取っているように見せながら、結局はCDU/CSUの原発推進派や経済界に譲歩して大幅な稼働期間延長を認めたとして激しく非難した。ロートは「首相府で統治を行っているのはドイツ連邦共和国の首相ではなく、原子力コンツェルンの執行助手である」と批判した。ガブリエルも「レットゲンは黒緑の虎として出発し、水を浴びせられたプードルになった」と非難した。⁽⁴⁰⁾

さらに、緑の党は、原発の稼働期間延長に関する政府・連立与党の基本合意によって、連邦レベルにおける黒緑連立の形成は長期的に実現不可能になったとの見方を示した。この基本合意の直後、ロートは「CDUは緑の党の価値と原則から最高速度で遠ざかりつつある」と述べて、緑の党にとって原子力政策に関するCDU/CSUの路線を受け容れることは不可能であるとの立場を明確にした。緑の党院内総務であるキュナストも、「われわれは、この原子力エネルギー問題が当然のことながら黒緑連立の可能性を悪化させると常に述べてきた」と指摘し、政府・連立与党の基本合意は「この国における最初の後ろ向きの革命」であり、「従って、CDU/CSUはわれわれにはふさわしくない」と結論づけた。緑の党のこのような批判に呼応するかのよう、CDU

側でも、例えばランメルト連邦議会議長は、政府・連立与党の基本合意によって連邦レベルでの黒緑連立という選択肢が塞がれてしまうとして、この基本合意に対して遺憾の意を表明した。FDP及び緑の党と「ジャマイカ」連立を形成しているザールラント州の州首相ミュラーもランメルトの発言を支持した。⁽⁴¹⁾

野党側は核燃料税や契約に基づく電力企業側からエネルギー・気候基金への払い込み方式に対しても厳しい批判を展開した。この基金への払い込み契約では、企業側が原発の安全性向上のための事後的改修や措置を実施し、その費用が原発1基あたり5億ユーロを超えた場合には、それに応じて基金への払い込み額を削減することができることになっていた。また、2016年まで時限的に徴収される核燃料税の税率が事後的に引き上げられたり、徴収期間が延長された場合や、政権交代等によって原発の稼働期間あるいは残存発電量が削減、変更、無効あるいは取り消された場合にも、基金への払い込み額を削減できることになっていた。ガブリエルはこれらの点をあげてこの払い込み契約を「秘密協定」であると非難し、連邦政府が国民を欺き、連邦議会を無視したことは「スキャンダル」であると主張した。キュナストも、「これは汚い取引である」とし、将来の政府がこの契約に拘束されることになると批判した。これに対して、政府は電力業界側と締結した契約の内容をインターネット上で公開して、「この問題で何も隠すことはない」と反論した。また、政府は核燃料税の導入と基金への払い込みによって原発の稼働期間延長による追加的収益の60%が国家によって徴収されることになるとし、「それは現行法より高い水準にさえなる」と強調した。⁽⁴²⁾

しかし、野党側は政府・連立与党の基本合意に対する批判を繰り返した。緑の党連邦議会議員団は9月上旬に独自のエネルギー構想に関する文書を決議したが、その中では、穏健な市民層からも支持を得るという戦略的な観点から、原子力エネルギーを否定する理由として、もはや第一にこのテクノロジーの危険性ではなく、再生可能エネルギーへの転換を遅らせるという点が強調されていた。そのような観点から、緑の党は政府・連立与党のエネルギー政策に強く反対し、「それは巨大なコンツェルンがウラン、石炭、石油によって今後とも独占利益を得られるようにするために、再生可能エネルギーにブレーキをかけるものである」と非難した。9月18日には、ベルリンで野党の党首や院内総務も参加して、主催者側発表では10万人、警察発表では4万人が連邦政府の原子力政策に反対するデモを行った。主催者側によれば「1986年のチェルノブイリ原発事故以来の規模」となったこのデモ隊は「原子力：今こそ終わりを！」というスローガンを掲げて官庁街を行進し、一時は政府庁舎の前で座り込みを行った。また、デモ隊の一部は首相府の芝生に向かってキャスク（核燃料輸送容器）の模型を投げ入れた。この際、SPD党首ガブリエルは「メルケルはコンツェルンの首相になった」と非難し、「ベルリンにおけるデモは始まりに過ぎない」として、徹底的な反対の姿勢を見せた。さらに、ガブリエルは原発の稼働期間延長についての国民投票を行うことを提案し、「SPDは連立与党と共にそのために必要な基本法の改正を行う用意がある」と主張した。⁽⁴³⁾

原発の稼働期間延長に関する法案に連邦参議院の賛成が必要ないかどうかをめぐる議論も完全に終息したわけではなかった。レットゲンは9月はじめの政府・連立与党の基本合意に賛成したものの、その後もこの合意に基づく原発の稼働期間延長計画が連邦憲法裁判所による違憲審査に耐えられるかどうか疑わしいという考え方を捨てなかった。9月上旬にCDU ノルトライン・ヴェストファーレン州議会議員団環境政策部会が開催された際に、彼は、連邦参議院の賛成抜きで原発の稼働期間を平均12年延長することは連邦憲法裁判所によって認められないであろうと発言した。さらに、彼は、連邦憲法裁判所が政府・連立与党の基本合意を完全に否定するとは予測していないが、最終的には5年程度の稼働期間延長しか認められないであろうとの見方を示した。その後行われたメルケル首相との協議では、彼はそのような発言をしたことを否定したと報道された。また、彼は公式には「憲法上の判断のためには憲法機関の決定が重要であるということ、私は繰り返し述べてきた。連邦政府全体と、当然のことながら私も、そのような考え方を堅持している。」と表明して、政府全体と一致した意見を持っていることを強調した。しかし、実際には、彼は依然として平均12年の稼働期間延長を連邦参議院の賛成なしで決定できるという考え方を必ずしも受け入れていなかった。⁽⁴⁴⁾

（6）法案の閣議決定と連邦議会における法案審議

以上のように、野党が激しく反対し、政府・連立与党内においても議論が完全に終息したとは言えない状況の中で、政府は9月28日に原発の稼働期間延長を含む新しいエネルギー構想を正式に閣議決定した。この閣議決定にあたっては、前述したような議論を反映して、9月はじめの政府・連立与党合意と比べて、若干の修正が行われたが、核燃料税等に関する計画は基本合意とほぼ同様の内容となった。⁽⁴⁵⁾ このエネルギー構想では、原発運営企業が稼働期間の延長によって得られる追加的収益の総額は約500億ユーロと予測され、そのうち核燃料税によって2016年までに総額138億ユーロが徴収されるとされた。また、これと並行した電力企業による再生可能エネルギー支援のための基金への払い込みの総額は169億ユーロになるとされ、核燃料税と合わせた企業からの徴収総額は約307億ユーロになる見込みであった。前述したように、政府側の説明では、これによって原発の稼働期間延長による電力企業側の追加的収益の約60%が吸い上げられることになり、「それに加えて、法人税及び営業税（から得られる税収）を考慮するならば、追加的収益の70%を超える額が吸い上げられることになるであろう」とされた。⁽⁴⁶⁾

原発の稼働期間延長のための原子力法改正を含むエネルギー構想関連法案は、閣議決定後ただちに連邦議会に提出され、審議が開始された。⁽⁴⁷⁾ 議会審議において、野党側はエネルギー構想実現のための政府法案を「エコロジー的に有害で経済的に無意味であり、社会的に不均衡なもの」と批判し、「政府は自らのエネルギー構想によって四大原子力運営企業の『事業モデル』を実現するという以外のことを行っていない」と激しく攻撃した。それに対して、政府・連立与党側は原発の稼働期間延長幅や、法案に連邦参議院の賛成が必要か否かの判断について、実際には

なお必ずしも一致結束していたわけではなかったが、9月の基本合意とその後の閣議決定に従って、議会審議においては関係閣僚は法案を擁護した。レットゲン環境相は、「トリッティンこそ中途半端な真実に基づいて行動している」と反論し、「(シュレーダー政権下で)環境相であった当時、彼こそ自ら原子力からの撤退と安全をコンツェルンとの間で密かに取引した」と主張した。他方で、レットゲンはメルケル政権のエネルギー構想を「センセーショナルな成功」と強調し、今後再生可能エネルギーや気候保護のために使用できる財源が毎年30億ユーロ増額されることを指摘した。ブリュデーレ経済相も、原発の稼働期間を12年間延長するという政府の計画を擁護し、「この構想はエネルギーをよりクリーンかつ安全で、支払い可能にすることを目的としている」と主張した。⁽⁴⁸⁾

このように、議会審議の過程では、政府・連立与党側は原発の稼働期間延長や核燃料税の導入に関して統一的な姿勢を見せたが、むしろ「未来パッケージ」関連法案の一環として計画された他のエネルギー課税に関する負担増に対して、法案提出後も内部から異論が出された。前述したように、核燃料税の導入は、当初再生可能エネルギー促進のための財源確保というよりも、むしろ基本法に規定された債務制限に基づく財政再建の一環として構想されていたが、その導入をめぐる議論が紛糾したため、「未来パッケージ」関連法案から切り離され、9月末にエネルギー構想関連法案の一つとして議会に提出された。他方、「未来パッケージ」関連法案自体はすでに9月1日に閣議決定され、2011年度連邦予算案の付随法案として議会に提出されが、そこには次のようなエネルギー課税に関する負担増の計画が含まれていた。⁽⁴⁹⁾

- ①航空機利用者に対する航空交通税を導入する。ドイツからの航空機利用者に対して、1回の搭乗あたり2,500kmまでの飛行距離の場合には8ユーロ、6,000kmまでの飛行距離の場合には25ユーロ、それを越える飛行距離の場合には45ユーロを課税する。乗り継ぎ飛行の場合には2回課税されることはないが、異なった航空会社を利用する場合には2回課税する。
- ②電気税の優遇除外基礎額（それを越える税額となった場合、企業が税額の優遇を受けられる基準となる税額）を（現状で25メガワット時の電気料に相当する）512ユーロ50セントから2,500ユーロへと5倍に引き上げる。同時に、この基礎額を越える場合に企業が受けられる優遇税率も通常税率の60%から80%に引き上げる。さらに、製造業企業はシュレーダー政権時代の環境税改革によって生じた負担増（エネルギーコストの増大と年金保険料負担の減少から生じる差額）の最大95%を還付されていたが、この還付率の上限を73%に引き下げる。（セメント、石灰製造等）製造業における特定のエネルギー集約的な生産過程に対しては、今後とも電気税を免除する。これらの措置によって、2011年に10億ユーロ、2012年以降に毎年15億ユーロの増収を確保する。

しかし、このようなエネルギー課税に関する負担増及び優遇削減、特に②の環境税及び電気税に関する優遇削減に対して、経済界やその利益を代表する連立与党内の経済政策担当政治家たちが強く反発した。特に、計画されている優遇削減が確かに大手工業企業にはわずかな負担増しか

もたらさないが、中小企業にとっては大幅な負担増となる点が批判された。また、ドイツ産業連盟 (BDI) はエネルギー集約的産業にとっての負担増に対して警告し、「この計画が維持されれば、87万人の雇用が影響を受けるであろう」と主張して、計画の修正を強く求めた。他方、9月末に閣議決定されたエネルギー構想に含まれていた石炭補助金廃止の方針に関しても依然として廃止時期は明確にされていなかった。メルケル首相や CDU/CSU 多数派は石炭産業労使に配慮して2018年を終了期限とすることを支持していたが、ブリュデーレ経済相や彼の属する FDP は保護主義的なこの補助金を2014年までに終了させるべきであるという EU 委員会と意見を同じくしており、それによって10億ユーロの予算節減を達成できるとしていた。⁽⁵⁰⁾

これらの問題をめぐる対立は法案の議会審議開始後も続いていたため、連邦議会の関連委員会での最終的な法案採決が迫った10月20日には、政府・連立与党首脳による連立委員会が開催され、妥協が図られた。この連立委員会においても明確な合意は達成できなかったが、環境税及び電気税に関する優遇削減に関しては、電気税の優遇除外基礎額を5倍に引き上げるという当初計画を緩和し、約2倍にあたる1,000ユーロへの引き上げにとどめるという方向性が出された。また、環境税に伴う企業の負担増緩和のための還付率上限の引き下げに関しても、73%への引き下げから90%への引き下げに大幅緩和される見込みとなった。ただし、このように計画を緩和した場合、当初予定ほどの税収増が得られなくなるため、他の方法で代替財源を確保する必要があるとされた。⁽⁵¹⁾ この代替財源の調達方法と、石炭補助金終了年次に関する最終的な調整を行うため、10月25日にはブリュデーレ経済相及びショイブレ財務相も加わって、再度連立委員会が開催された。その結果、予想されていた通り、電気税の優遇除外基礎額については、2,500ユーロではなく1,000ユーロへの引き上げにとどめることで合意が達成された。この優遇除外基礎額を超えた場合の電気税についても、通常税率の60%から80%への引き上げという当初計画が緩和され、75%への引き上げにとどめられることになった。また、環境税の負担緩和のための還付率上限についても、73%への引き下げではなく90%への引き下げとすることで妥協が成立した。ただし、ショイブレは、これらの修正によって発生する税収減少分 (6億ユーロ程度) を他の方法で補填し、「未来パッケージ」において予定されている税収増額をそのまま維持することを改めて求めた。他方、石炭補助金の終了を2014年とするか2018年とするかについては最後まで合意が得られなかったため、決定はさらに先送りされた。⁽⁵²⁾

この合意に続いて、環境税・電気税優遇削減の緩和に伴う税収減少分の補填方法についての審議が行われ、結果的には、増税に対する国民全体からの反発が比較的少ないタバコ税を2011年から2015年まで5段階にわたって引き上げ、最終的にタバコ1箱あたり40セント程度の増税を行うことで妥協が成立した。タバコ税の税収は現状で年間約132億ユーロであり、需要減と消費者の外国での購入が増加していたことから減少傾向にあったが、この増税による最終的な増収は10億ユーロ程度になると見られた。財務省はこのタバコ税引き上げに代わる第二の案として、個人家庭に対する手工業サービスの税控除可能性を半減させるという方法を示したが、手工業界を支持

基盤の一つとする FDP にとっては、この提案を受け容れることはできなかった。このような修正が行われた上で、10月28日には、航空交通税の導入や環境税・電気税の優遇削減を含む2011年度連邦予算付随法案が連邦議会で可決された。この法案自体による連邦の負担緩和額は2014年までに約175億ユーロとなる見込みであった。⁽⁵³⁾

予算付随法案が可決されたのと同じ10月28日には、原発の稼働期間延長や核燃料税の導入を含むエネルギー構想関連法案の採決も行われた。政府庁舎や CDU 本部周辺において数千人が原発の稼働期間延長に反対して抗議行動を行うなか、連邦議会では法案採決に先立って6時間以上にわたって激しい討議が行われた。緑の党院内総務トリッティンは、連邦議会の関連委員会における審議の際に CDU/CSU 議員が「ごろつき集団」のように行動したと非難し、「レットゲン環境相は安全性基準に目をつぶっている」と主張した。これに対して、FDP 院内幹事ファン・エッセンは、黒に「ゴルレーベン X」という文字をあしらった同じ服を着て議会に現れた緑の党の議員たちを暗にかつてのナチ党員に喩えて、「歴史上議員団が制服を着て登場するような時代は、議会にとってよい時代ではなかった」と皮肉った。SPD 党首ガブリエルは「原発の稼働期間延長によって再生可能エネルギーへの投資は阻止され、原発運営企業としての四大コンツェルンが優遇されるであろう」と批判した。また、彼は、電力企業側が原発の稼働期間延長によって得られる追加的収益は500億ユーロではなく、その2倍の1,000億ユーロであると主張した。さらに、彼やトリッティンは、この原子力法改正が連邦参議院の賛成を得ないまま施行された場合には連邦憲法裁判所に提訴することを改めて表明すると共に、次期連邦議会選挙で野党側が勝利した場合には、この改正法を再び撤回すると宣言した。これに対して、レットゲン環境相は「野党はエネルギー政策において無能であり、自らの構想を提示しておらず、無節操な批判を行っている」と反論した。また、ブリュデーレ経済相は野党側が再生可能エネルギーにとって非常に重要な送電網の拡充をブロックしていると非難した。このような激しい議論の応酬の後、採決が行われ、原発の稼働期間延長に関しては、賛成308票、反対289票、棄権2票で法案は可決された。ただし、この採決にあたっては、連立与党議員20名が欠席した。⁽⁵⁴⁾

(7) ランメルト連邦議会議長の批判と連邦参議院における法案審議

こうして、激しい議論の末、エネルギー構想関連法案は連邦議会において可決されたが、この審議の経過に対しては、野党側からだけではなく、CDU に属するランメルト連邦議会議長も政府及び連立与党議員団の議会審議の進め方を強引であったとして批判した。ランメルトは10月28日の連邦議会本会議だけではなく、それに先だって行われた関係諸委員会における討議も、連邦政府の圧力を受けて十分な審議時間を確保することができず、連邦議会は自らの権利を正しく行使することができなかつたと批判した。彼は同じ日に可決された予算付随法案についても同様のことが当てはまるとし、「これらすべての立法計画は本来もっと長い審議時間を必要とするものであった」と指摘した。ランメルトは議会審議プロセスに関するこのような批判を行っただけで

はなく、原発の稼働期間延長自体に対しても再び批判的な立場をとり、「原発の稼働期間延長はあらゆる妥当性を欠いている」と指摘した。彼は「原発の稼働期間延長と再生可能エネルギーの促進との関連性がどのような方法で確保されているのか分からない」とし、「新たな稼働期間は客観的に根拠づけられておらず、巧妙な交渉によって得られただけのものである」と批判した。さらに、ランメルトはエネルギー政策の転換を連邦参議院の賛成を得ないままに行うというやり方も「政治的に賢明なものではない」と批判した。彼によれば、原発の稼働期間延長に連邦参議院の賛成が必要であるという自らの法解釈を別としても、核エネルギー政策においては広範な合意が必要であり、政府・連立与党のようなやり方をすれば、今後の連邦議会選挙の結果によって、原発の稼働期間が再び短縮されるということが、すでに今から予想できるのであった。⁽⁵⁵⁾

ランメルトはそれまでも政府・連立与党の議会審議の進め方をしばしば批判しており、彼がこのような発言を行ったこと自体は必ずしも意外とは受け取られなかった。また、2010年中に原発の稼働期間延長を実現できない場合には、現行法に従ってさらに2基の原発が廃止される可能性が高かったことから、政府・連立与党側が法案審議を急いだということも事実であった。しかし、それでもランメルトの発言に対して、政府・連立与党首脳は激しく反発した。ザイベルト政府報道官はただちにランメルトに反論し、「連邦政府のエネルギー構想については何週間にもわたって連立与党内でも公然たる議論が行われてきており、それによって、議会での正常な議論を保障する十分な時間や余地は与えられた」と主張した。さらに、ザイベルトは、「連邦大統領が連邦議会における法案の採決の合法性に対して深刻な疑いを抱いているならば、事前にそのことを非常に明確に表明しているであろう」と指摘して、政府の行動を正当なものとした。さらに、アルトマイヤー CDU/CSU 院内幹事も連邦議会での審議過程を改めて述べた上で、「エネルギー構想と予算付随法案に関しては十分な時間と審議の機会が確保された」と指摘した。彼は、議会審議のプロセスのあり方に関して連立与党議員団が早い段階から野党に譲歩したことからして、「連邦議会議長の発言は理解し難い」と批判した。他方、野党側はランメルトの発言に同調し、連立与党が多数を有していることを濫用しようとしたと非難した。ナーレス SPD 幹事長は「私はランメルトの超党派性と賢明な判断に対して敬意を表する」と述べて彼の発言を賞賛する一方、連邦議会議事運営協議会における連立与党側の行動に異議を唱えた。彼女は「連邦議会はできれば原発の稼働期間延長について再度採決を行わねばならない」とし、「法案に連邦参議院の賛成が必要か否かとはまったく関係なく、連邦大統領はこのような法案に署名することはできない」と主張した。⁽⁵⁶⁾

このように、野党側だけではなく、散発的であったとはいえ連立与党内からもなお原発の稼働期間延長等に対して異論が出されるなか、法案審議の舞台は連邦議会から連邦参議院へと移った。前述したように、連邦参議院においては、2010年5月のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙以降、CDU/CSU が単独あるいは FDP との連立によって政権を有する州はすでに少数派になっていた。それに加えて、原発の稼働期間延長を含む政府のエネルギー構想を実施した場合

に州側に生じる行政面及び財政面での負担増に対する懸念は SPD が政権を有する州だけではなく、CDU/CSU 首班の州の一部にも見られた。前述したように、特に各州や市町村の間には、核燃料税の導入によって法人税や営業税の税収が減少するのではないかという懸念が広がっていた。このような背景の下で、11月10日には連邦参議院司法委員会は16州中9州の賛成で、原発の稼働期間延長のための原子力法改正には連邦参議院の賛成が必要であるという決議を採択した。賛成した州の中には SPD 首班の州と並んで、CDU 首班ではあるが黒緑連立政権が形成されているハンブルク市と、「ジャマイカ」連立政権となっているザールラント州も含まれていた。さらに、CDU と FDP が連立を形成しているシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州も、採決にあたって反対ではなく棄権した。このような州側の行動は、司法委員会の採決が連邦参議院本会議を拘束するものではないということも一因となっていたが、SPD 連邦議会院内幹事オPPERマンは「黒黄連立は明らかに自らの陣営に属する州さえ説得できていない」と述べて、連邦政府が連邦参議院を無視しようとしていることに対して CDU/CSU 首班の州の間にも不満があることを強調した。⁽⁵⁷⁾ 他方で、野党側は連邦参議院の賛成なしに原子力法改正が行われた場合に連邦議会議員団と SPD 首班の州によって連邦憲法裁判所に対して訴訟を起こす準備を本格化させた。11月16日には、元 SPD 党首クルト・ベックが州首相を務めているラインラント・プファルツ州政府は、ヴルフ大統領が連邦議会のみによって可決された原発の稼働期間延長に関する原子力法改正法案に署名した場合には、連邦憲法裁判所に対して規範統制訴訟を提起することを閣議決定した。同州は、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ブランデンブルク州、ベルリン市、ブレーメン市と共に訴訟を提起する方針であった。ベックは「この法案が州の行政高権に関連していることは明らかであり、従って連邦参議院の賛成が必要である」との立場を改めて表明した。⁽⁵⁸⁾

このような動きに対して、メルケル首相は SPD や特に緑の党に対するそれまでの慎重な態度を変更し、「赤緑陣営」に対する明確な対決路線とも解釈できるような態度を取り始めた。彼女は11月半ばに開催された CDU 党大会での演説において、自らの業績を実質的に示すことはできるが、「スタイル」において常に示すことはできていないと自己批判的な発言をした上で、「誰か」が「わずかな瞬間」に CDU/CSU と FDP の連立に代わる選択肢についての考え方にたどりつくとしても、大連立はそのような代替的選択肢ではなく、「黒緑連立あるいはジャマイカ連立もそれに代わる選択肢ではない」と主張した。さらに、彼女は「それ（黒黄連立に代わる選択肢）は幻想であり、空想である」と断言し、「CDU/CSU と FDP は（SPD、緑の党、左翼党から成る）赤赤緑政権を阻止するという歴史的任務を負っている」と強調した。⁽⁵⁹⁾ メルケルがこのような対決路線への転換とも取れる発言をした背景には、2011年が3月にザクセン・アンハルト州（大連立州）、バーデン・ヴュルテンベルク州（黒黄連立州）、ラインラント・プファルツ州（SPD 単独政権州）、5月にブレーメン市（赤緑連立州）、メックレンブルク・フォアポンメルン州（大連立州）、ベルリン市（赤赤連立州）において州議会選挙が実施される「スーパー選挙の年」とあるという事情があった。さらに、メルケルのこの発言直後にはハンブルク市でも緑の党が CDU

との連立を解消することを決定し、2011年2月に市議会選挙が行われることになった。このように一連の州議会選挙が迫るなか、特に伝統的にCDUの牙城であったバーデン・ヴュルテンベルク州においては連邦レベルにおけるのと同様に同党とFDPの支持率が低迷し、場合によっては緑の党が初めて州首相の地位を獲得するという形で「緑赤連立政権」が樹立されることになるのではないかという予測さえあった。このような状況の下で、2010年5月のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙までは野党に対して対決的な姿勢をとらず、争点を明確化させないという路線をとってきたメルケル首相は、そのような路線が逆に連立与党内に摩擦を引き起こし、連邦及び各州におけるCDU/CSUの党勢回復につながらないのを見て、方針を変更し始めたとの見方が有力となった。CDU党大会でのメルケルの発言は、このような方針の変更を反映し、これまでのように将来の緑の党との連立の可能性も視野に入れて柔軟な態度をとることによって結果的に同党の支持率をさらに上昇させるよりも、明確な対決路線をとって「黒黄陣営」の結束を再び固めることを優先するという判断を示したものであると解釈された。⁽⁶⁰⁾

しかし、州議会選挙を睨んだ短期的な方針としてはこのような対決路線がとられたとしても、それによって長期的に黒黄連立を継続できる展望が開けるとは必ずしも言えなかった。メルケルの方針に沿ってレットゲン環境相も議会討議等においては緑の党、特にトリッティン院内総務に対して厳しい態度をとった。しかし、他方で彼はシュテルン誌のインタビューにおいて、党大会でのメルケルの発言に関して、「それはCDUにとって一つの連立オプションだけがあるということの意味するわけではない。そのような解釈は誤っているであろう。CDUは（連邦議会において最も多くの議席を有する）最強政党になるという点に戦略的利益を有しており、その（最強政党という目標が達成された）後に多数派形成について決定するであろう。」と述べて、メルケルの発言が黒黄連立への限定を意味するものではないという解釈をしてみせた。レットゲンは、「緑の党は敵から（中道派有権者をめぐる）競争相手になった」とし、「われわれは競争を攻勢的に行わねばならない。私はCDUを他の政党と一緒に定義するようなことはしない。そのことは緑の党に対しても、FDPに対しても当てはまる。」と述べて、CDUが攻勢的競争という観点の下で連立相手に関して独立的な立場から決定を行うという見方を示した。さらに、彼はCDUが長期的に連立相手として一つの政党に固執することはないと明言し、「スタイルと政策内容におけるCDUの今後の発展を一つの政党を念頭において追求することは、根本的に誤っているであろう。5政党システムの下では、そのようなやり方はもはやうまくいかない。」と指摘した。彼のこのような発言は、緑の党が将来的にFDPと同様にCDU/CSUの連立相手になり得ることを明確に認めたものであった。⁽⁶¹⁾

以上のように、CDU/CSUとFDPの支持率が低迷し、連邦参議院における多数回復の可能性がますます低下する一方で、表面上はCDU/CSU指導部が野党側に対して対決姿勢を強めるという状況のなかで、2010年11月26日には、連邦参議院本会議においてエネルギー構想関連法案の最終審議が行われた。前述したように、原発の稼働期間の延長自体に連邦参議院の賛成が必要で

あると主張する SPD 首班の州に加えて、CDU/CSU 首班の州も、原発運営企業による法人税や営業税の納税の際に核燃料税納税費用が控除対象となり得ることから、連邦のみの歳入となる核燃料税導入によって、州と市町村側に年間5億ユーロ程度の税収減少が発生すると指摘していた。州側のこの抗議は連邦参議院での法案採決の直前まで続いており、特に、CDU に所属するヘッセン州首相ポフィアーは、この損失に対する補填が行われなければ、法案に対する異議申し立てと両院協議会の招集に賛成すると警告していた。エネルギー構想関連法案に連邦参議院の賛成は必要ないとする連邦政府の公式の立場からすれば、たとえ両院協議会が招集され、そこでの協議が成功しなかったとしても、連邦議会において法案を再可決することによって連邦参議院の異議申し立てを斥けることができるがゆえに、州側の抗議は表面上深刻なものではなかった。しかし、実際にそのような事態になることは、連邦政府及び連邦議会の連立与党議員団と CDU/CSU 首班の州との間の紛争を引き起こすという意味で、政治的損失をもたらす恐れがあった。そのため、25日深夜から26日朝まで CDU/CSU 所属の州首相たちはメルケル首相とヘッセン州代表部において交渉を行った。その結果、連邦と各州の財務相から成る作業部会を設置し、この作業部会が2011年6月末までに核燃料税導入による州側の負担増を評価し、それに基づいてその負担増の補填方法を検討することで合意が成立した。これは州側に税収減少が発生した場合には連邦がそれを補填することを事実上約束したものであった。連邦参議院においては、CDU/CSU の単独政権あるいは同党と FDP の連立政権が形成されている州は少数派となっていたが、他方で SPD の単独政権あるいは SPD と緑の党や左翼党との連立政権が形成されている州が連邦参議院において有する票数も過半数に達しているわけではなかった。このため、連邦政府と CDU/CSU 所属の州首相たちとの合意後に開催された連邦参議院本会議においては、原発の稼働期間延長を規定した原子力法改正法案に関して両院協議会を招集するか、あるいは法案に連邦参議院の賛成が必要であると宣言すべきであるとする野党側の動議は過半数の賛成を得られず、結果的に法案は成立することとなった。⁽⁶²⁾

- (1) このような状況に対処するため、2010年1月半ばには、党総務会において、2009年連邦議会選挙の結果を分析するとともに、キリスト教保守政党としての性格を鮮明にすべきであるという一部の州支部の幹部からの要求についての議論が行われた。この議論の後、CDU 総務会は2013年の次期連邦議会選挙までの党の方向性を規定する「ベルリン宣言」を全会一致で採択した。この宣言では、「われわれには明確な羅針盤がある」という項目において、「われわれのキリスト教的人間像からして、われわれは自らの政治的行動を自由、公正、連帯性という基本価値を指針として行わなければならない。明確な諸原理は変化の時代において方向付けを与える。」として、党の基本的指針に関する従来からのスローガンが繰り返された。その一方で「CDU は中道の国民政党である」とされ、「従って、われわれは自らの政策によって、すべての諸階層と諸集団、すべての有権者に働きかけねばならない」ことが強調された。その上で、宣言は、「多くのまさにわれわれの忠実かつ長年にわたる支持者は、われわれが日常政治において目に見える形で自らの諸原則に従うことを期待しており、彼らの支持を当然のこととして前提にするのではなく、彼らから支持を得られるよう働きかけ、綱領

面でのいっそうの発展を彼らに説明し、共に歩むことを期待している」として、伝統的支持者の期待に応えることの重要性を指摘した。しかし、他方では、宣言は、「今日ではただ一つの政党だけを支持するドイツの有権者は25%以下となっている。従って、自らの伝統的支持者を結合させるとともに、新たな有権者を獲得することが従来よりも決定的に重要になっている。選挙は中央において勝ち取られる。」として、伝統的支持者と並んで新しい支持者を獲得することの重要性も指摘していた。しかし、国家による経済的安定性の維持や伝統的な社会・文化・家族像を支持する古くからの支持者と、経済的自由や自己責任を重視したり、徹底した環境・気候保護政策や多様な文化・家族像を支持する新しい支持者を具体的にどのようにまとめ、「すべての諸潮流を CDU/CSU 内で一つの統一体へと形成する」のかは、この宣言においても曖昧なままであった。Berliner Erklärung. Unsere Perspektiven 2010-2013. Beschluss des Bundesvorstands der CDU Deutschlands anlässlich der Klausurtagung am 14. und 15. Januar 2010 in Berlin, S.1ff.

- (2) Süddeutsche Zeitung vom 6. Februar 2010.
- (3) レットゲンはかつて若手有力議員の一人として注目され始めた1990年代末から、緑の党の現実主義派とコンタクトを持つ「ピザ・コネクション」(彼らの接触の場がボンのイタリア料理店であったことから、このように呼ばれた)と呼ばれる CDU 議員グループに属しており、連邦議会における多数を長期的に確保するために将来的に緑の党との連立形成を可能にすることを視野に入れて行動していると見なされてきた。この「ピザ・コネクション」には、ボン時代にレットゲンと同じく若手であり、第2次メルケル政権において首相府長官となったポファラ、CDU 幹事長グローエ、CDU/CSU 院内幹事アルトマイアー、ノルトライン・ヴェストファーレン州支部幹事長クラウチャイド等も参加していた。FAZ vom 19. Mai 2010.
- (4) FAZ vom 9. Februar 2010.
- (5) FAZ vom 10. Februar 2010.
- (6) FAZ vom 8. Februar 2010.
- (7) FAZ vom 9. Februar 2010.
- (8) FAZ vom 13. Februar 2010.
- (9) FAZ vom 20. Februar 2010.
- (10) Ebd.
- (11) FAZ vom 23. Februar 2010; FAZ vom 1. März 2010.
- (12) Ebd.
- (13) FAZ vom 18. März 2010; FAZ vom 9. Juni 2010.
- (14) FAZ vom 30. März 2010; Der Spiegel, Nr. 16, 2010, S.106; FAZ vom 26. April 2010
- (15) Ursula Feist und Hubertus Buchstein, Die nordrhein-westfälische Landtagswahl vom 9. Mai 2010: Vom Abwarten zur Kehrtwende, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, Heft 4, 2010, S.766ff. この論文においては、連邦政治とこの州議会選挙の関係について次のように指摘されている。「ベルリンの統治政策は警告票を突きつけられる可能性に対する懸念から、2009年の政権交代以降『ノルトライン・ヴェストファーレンを待て』という暗黙の合言葉の下で進められた。それは、政治的停滞と、様々な改革計画についての重要な決定をノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙後に先延ばしするということを意味した。決定すべきであったのは、徹底的で厳しい緊縮措置を伴った財政再建、一律保険料という方向での医療保険改革、エネルギー転換の枠内での原発の稼働期間延長、連邦憲法裁判所の判決を受けたハルツ第4法手当の支給率改革、破産の恐れから2010年春にユーロ圏全体の金融安定性を脅かしていたギリシアのためのユーロ圏諸国の巨額の救済行動等、辛く政治的対立を引き起こすような不人気な諸措置であった。躊躇、回避、傍観は、一方では連邦政府によってノルトライン・ヴェストファーレンにおける選挙を念頭においた政党戦術として説明されたが、他方では構想の欠如と指導力の弱体さとして非難された。」

また、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙の結果に対して、FAZ 紙は次のように論評した。
 「CDU/CSU と FDP は半年以上前に一実験や過大な要求を行わない—石橋をたたいて渡る選挙戦によってベルリンで権力を獲得した。それ以降、この要塞をノルトライン・ヴェストファーレン州での黒黄陣営の将来によって拡張することが連立与党の戦略的目標であった。そして、連立与党は再び石橋をたたいて渡ろうとした。ただ決定を行わず、有権者を怯ませないというのがモットーであった。それはすでに連立協定において明確に示されていたことから、誰の目にも明らかであった。メルケル政権はただちに異なったやり方を選んだ方がよかったであろう。なぜなら、賢明な戦術はただちに見抜かれないという特徴を持っているからである。そして、(連邦レベルでの) 連立与党がリュトガースにあまり考慮を払わなかった方が、ノルトライン・ヴェストファーレン州での黒黄陣営にとってはよかったであろう。連立与党は手をさしのべる統治によって自らも損なった。」

「成長促進法、減税、財政緊縮をめぐるベルリンでの連立与党内の対立の影響を受け、さらに、次第に黒雲に覆われ、まさに選挙の日にユーロの嵐をもたらしたギリシア問題の影響を受けたことから、この『小連邦議会選挙』においてすでに州政治は背後に退いていた。まさにすべての人々が巻き込まれつつあると感じているが、その影響を評価することができない危機に直面して、黒黄陣営のチャンスは危機回避のマネジメントによって有権者の信頼を獲得することにあつた。それはベルリンにおいてもデュッセルドルフにおいても行われなかった。むしろ、責任ある政治家は次第にコントロール不能に陥りつつある事態の展開に追われる形となった。」FAZ vom 10. Mai 2010

この選挙直後にゼーホーファーが「(選挙での敗北の原因として) 州政治面の理由やギリシア支援に関する決定と並んで、疑いもなく連邦政治に関する問題もあつた。それは、基本的にノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙前には決定を行わないという決定であつた。」と述べたことも、このような見方を裏付けるものであつた。FAZ vom 11. Mai 2010.

なお、ノルトライン・ヴェストファーレン州においては、その後 SPD と緑の党が左翼党からの事実上の閣外協力を受ける形で少数派政権を樹立した。

- (16) FAZ vom 17. Mai 2010; FAZ vom 1. Juni 2010.
- (17) FAZ vom 19. Mai 2010.
- (18) FAZ vom 18. Mai 2010.
- (19) FAZ vom 4. Juni 2010.
- (20) FAZ vom 5. Juni 2010.
- (21) FAZ vom 8. Juni 2010.
- (22) 「未来パッケージ」の内容に関しては、Jahresgutachten 2010/11 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3700, S.207ff.; Bundesministerium der Finanzen (Hrsg.), Finanzbericht 2011, Berlin 2010, S.13ff.
- (23) Jahresgutachten 2010/11, S.208; FAZ vom 9. Juni 2010.
- (24) Ebd.; FAZ vom 30. Juni 2010.
- (25) FAZ vom 21. Juni 2010; FAZ vom 23. Juni 2010; 高井幹夫、前掲論文、66頁。
- (26) FAZ vom 16. Juni 2010; FAZ vom 5. Juli 2010; FAZ vom 20. August 2010.
- (27) FAZ vom 19. Juli 2010.
- (28) FAZ vom 9. August 2010.
- (29) FAZ vom 18. August 2010.
- (30) FAZ vom 21. August 2010; FAZ vom 23. August 2010.
- (31) Der Spiegel, Nr.34, 2010, S.23ff.

(32) Ebd.; FAZ vom 24. August 2010.

(33) Ebd.

(34) Energieszenarien für ein Energiekonzept der Bundesregierung, Projekt Nr. 12/10 des Bundesministeriums für Wirtschaft und Technologie, Berlin, Basel/Köln/Osnabrück, 27. August 2010, S.2ff.

(35) FAZ vom 30. und 31. August 2010; Der Spiegel, Nr.35, 2010, S.77.

(36) Ebd.; FAZ vom 1. September 2010; Entwurf eines Haushaltsbegleitgesetzes 2011 (HBegIG 2011), Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3030.

(37) FAZ vom 6. und 7. September 2010. 原発の稼働期間延長と核燃料税の導入は政府が2011年秋までに立案するとしていた2050年までを見通した新しいエネルギー構想の中で重要な部分を占めており、この合意が達成されたことによって、エネルギー構想全体を決定することも可能となった。原発の稼働期間延長と核燃料税の導入以外のエネルギー構想の主な内容は以下のようなものであった。

[二酸化炭素排出量とエネルギー消費量の削減]

二酸化炭素排出量を1990年と比べて2020年までに40%、2050年までに80%削減する。エネルギー使用総量に占める再生可能エネルギーの比率を2020年までに18%、2030年までに30%、2050年までに60%に引き上げる。電力消費総量に占める再生可能エネルギーによる発電の比率を2020年までに35%、2030年までに50%、2050年までに80%に引き上げる。電力消費量を2008年に比べて2020年までに20%、2050年までに50%削減する。交通部門においてはエネルギー消費を2005年と比べて2020年までに10%、2050年までに40%削減する。

[風力エネルギーの拡充]

2030年までに約2,500万キロワットの生産能力を持つ海上風力発電装置を建設する。これは約20基の近代的な原発に相当する。そのためのコストは750億ユーロと予測される。最初の10基の装置の建設に対しては、最大50億ユーロの復興金融公庫（KfW）の援助融資による補助を与える。陸上の古い風力発電装置を迅速に近代化し、さらに多くの新たな装置を建設する。

[バイオ・エネルギー]

変動の大きい風力及び太陽光発電を補うものとして、バイオマスにエネルギー・システムにおける重要な役割を与える。その詳細を全国バイオマス行動計画において規定する。「第二世代」のバイオスピリットの生産を支援プログラムによって促進する。

[コスト効率性]

再生可能エネルギーの拡充をコスト効率的で必要性に応じた形で行う。「グリーン電力」の市場能力を補助金を引き上げることなしに改善する。過大な補助要求を回避するために、バイオマスの分野における多数の補助金を再検討する。海上風力発電装置に関して、固定的な優遇率による支援と償却控除方式のどちらがコスト効率的であるかを中期的に検討する。

[エネルギー節約]

潜在的なエネルギー節約の可能性を利用するために、官僚主義的手続の増大ではなく、経済界と市民の理性及び自己責任に期待する。工業界には年間100億ユーロの潜在的なエネルギー節約の可能性がある。2013年以降、企業がエネルギー管理システムによって節約に対して独自の寄与をした場合のみ、エネルギー税及び電気税に対する優遇を認める。家庭、企業、市町村の情報改善のために、年間5億ユーロのエネルギー効率化基金を設立する。環境省の全国気候保護イニシアティブの予算を2011年以降2億ユーロ増額する。

[原子力エネルギー及び石炭]

原子力発電とのバランス及び余剰発電能力を確保するために、柔軟な石炭・ガス発電所へのいっそうの投資を行う。化石燃料発電所や、鉄鋼、石灰、セメント、化学のような生産過程での二酸化炭素排出量の多い工業のための二酸化炭素の分離・固定化（CCS）を推進する。石炭補助金に関しては、国内法及びEU法の

規定と一致した形で終了する。

[送電網の拡充]

沿岸の風力発電装置によって発電される「グリーン電力」の消費中心地への送電を改善するために、北部と南部を結ぶ送電網の建設を中心として、従来の段階的拡充を明確に加速する。すべての送電網運営企業の間で合意された10年間の送電網拡充計画を立案する。送電網建設の計画・認可手続を迅速化する。

[建物改修]

エネルギー消費の40%と二酸化炭素排出量の3分の1を占める建物には大きな節約の余地があり、2050年までに建物からの二酸化炭素排出量をほぼゼロにする。そのため、エネルギー効率化のために改修される建物の比率を年率2%へと倍増する。暖房のためのエネルギー需要を2020年までに20%、2050年までに80%削減する。所有者が目標値を早期に達成するか、あるいは目標値を越えて達成した場合にのみ、公的補助を与える。市町村の「エネルギー効率化都市建設改修」補助プログラムを再びKfWの下で公募する。借家法を均衡のとれた形で改正し、エネルギー効率化のための改修投資に有利な形にする。

[交通手段]

国内の電気自動車の数を2020年までに100万台、2030年までに500万台に増加させる。電気自動車を無料駐車あるいはバス車線（の走行許可）によって優遇する。鉄道への投資を拡充する。

(38) Ebd.; FAZ vom 9. September 2010.

(39) FAZ vom 7. September 2010; Der Spiegel, Nr. 37, 2010, S.77f.

(40) FAZ vom 6. und 7. September 2010.

(41) FAZ vom 8. und 14. September 2010.

(42) FAZ vom 10. und 11. September 2010; Förderfondsvertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und Kernkraftwerksbetreiber gesellschaften und deren Konzernobergesellschaften in Deutschland, http://www.bundesfinanzministerium.de/nn_3380/DE/Wirtschaft_und_Verwaltung/Steuern/13012011-Foerderfondsvertrag_templateId=raw.property=publicationFile.pdf. (2011年9月13日現在)

(43) Energie 2050: sicher erneuerbar, Das grüne Energiekonzept jenseits von Uran, Kohle und Öl, Beschlussen auf der Fraktionsklausur in Mainz am 10.09.2010, http://gruene-bundestag.de/cms/beschuesse/dokbin/352/352663.energie_2050_sicher_erneuerbar.pdf. (2011年9月13日現在) ; FAZ vom 20. und 21. September 2010.

なお、原発の稼働期間延長やシュツットガルト中央駅改修と新鉄道網建設等の問題をめぐる直接民主主義的運動の広がりや緑の党に対する支持の高まりについては、Der Spiegel, Nr.46, 2010, S.77ff.; 梶村太郎「政権を揺さぶるドイツ反原発運動－脱原発への歩みは止まらない－」世界、2011年1月号、167頁以下。

(44) FAZ vom 13. September 2010.

(45) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie(BMWi)/ Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit(BMU)(Hrsg.), Energiekonzept für eine umweltschonende, zuverlässige und bezahlbare Energieversorgung, 28. September 2010. エネルギー構想に関する9月はじめの政府・連立与党合意に対しては、特に2050年までに建物からの二酸化炭素排出量をゼロにするという計画に関して、ラムザウアー建設交通相から異論が出された。彼は「確かにエネルギー節約のために建物を改修することは有意義であるが、家屋所有者と借家人に過大な要求を課すような強制的改修は許されない所有権への介入であり、経済性と社会的バランスを無視することになる」と警告した。建設交通省の試算によれば、2050年時点ですべての建物に対して二酸化炭素排出ゼロ基準を適用するためには、総額2兆～2兆4,000億ユーロのコストがかかり、この目標を達成するためには年間750億ユーロ以上の投資が必要であった。このラムザウアーによる批判に加えて、住宅所有者・借家人団体からも激しい抗議が行われた結果、閣議決定段階では計画が緩和され、2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにするという目標から、2020年以降既存の建物の改修を段階的を進め、2050

年までに二酸化炭素排出量を80%削減するという目標に変更された。また、計画されていたボーナス・ペナルティ・システムも断念され、その代わりに「現行の経済性指標を遵守する」ことにとどめられ、事実上の改修強制は行われなくなった。

また、当初、原発に関連した放射線事故による損失が生じた場合には州側が賠償のうち最大1億2,500万ユーロを分担することになっていたが、連邦政府は閣議決定直前にこの損失に対する州側の責任を免除するという変更を行い、賠償の必要が生じた場合には連邦のみが負担することとした。ただし、連邦に責任が生じるのは、原発運営事業者が損失を単独で負担できない場合のみとされた。このような州側に有利な変更は、原発の稼働期間延長のための原子力法改正を連邦参議院による賛成を必要としない形で行った場合の憲法問題を回避するための措置の一つであるとされた。しかし、SPDが政権を有する州は、いずれにせよ原子力法改正によって原発の監督に関する州の行政活動が影響を受けることから、連邦参議院の賛成を得ないままに法案が施行される場合には、連邦憲法裁判所に提訴するという姿勢を変えなかった。FAZ vom 13., 23. und 29. September 2010; FAZ vom 5. Oktober 2010.

(46) FAZ vom 28. September 2010.

(47) 具体的には、政府のエネルギー構想と10項目の即時計画、エネルギー構想実施決議案、原発の稼働期間延長を可能にするための第11次原子力法改正法案、核施設の安全性強化に関する EURATOM の指令を国内法によって実現すると共に、放射性廃棄物最終処理場建設のための用地収用を可能にすることを規定した第12次原子力法改正法案、「エネルギー・気候基金」設立のための法案、核燃料税導入法案であった。Energiekonzept für eine umweltschonende, zuverlässige und bezahlbare Energieversorgung und 10-Punkte-Sofortprogramm - Monitoring und Zwischenbericht der Bundesrepublik, Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3049; Energiekonzept umsetzen - Der Weg in das Zeitalter der erneuerbaren Energien, Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3050; Entwurf eines Elften Gesetzes zur Änderung des Atomgesetzes, Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3051; Entwurf eines Zwölften Gesetzes zur Änderung des Atomgesetzes, Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3052; Entwurf eines Gesetzes zur Errichtung eines Sondervermögens "Energie- und Klimafonds" (EKFG), Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3053; Entwurf eines Kernbrennstoffsteuergesetzes (KernbrStG), Deutscher Bundestag, Drucksache 17/3054.

(48) FAZ vom 2. Oktober 2010.

(49) 注 (36) 参照。

(50) FAZ vom 21. und 25. Oktober 2010.

(51) Ebd.

(52) FAZ vom 25. Oktober 2010.

(53) FAZ vom 26., 27. und 29. Oktober 2010; Bundesgesetzblatt Teil I Jahrgang 2010, Nr. 63, Ausgegeben zu Bonn am 14. Dezember 2010, S.1885ff.

(54) Deutscher Bundestag, Stenografischer Bericht, 68. Sitzung, Berlin, Donnerstag, den 28. Oktober 2010, S.7166 ff.; FAZ vom 29. Oktober 2010.

(55) FAZ vom 1. November 2010.

(56) FAZ vom 2. November 2010.

(57) FAZ vom 11. November 2010.

(58) FAZ vom 17. November 2010.

(59) FAZ vom 26. November 2010.

(60) この点について、FAZ 紙は次のように論評した。「メルケルは何年にもわたって躊躇、戦術、諸問題の引き延ばしを統治スタイルへと高めたが、今や解放されたように振る舞っている。第2次政権の発足時に連立

与党内の対立という泥沼にはまり込む恐れを経験した後、彼女は今や再び確固たる基礎を打ち立てたように思われる。確かに、各省庁や議員団の底流では依然として治安立法、税制の簡素化、ゲマインデ財政をめぐる紛糾が続いているが、いくつかの本質的な対立はさしあたって処理された。『決定の秋』はエネルギー政策及び医療保険政策や連邦軍の将来についての明確化をもたらした。同時に、メルケルが春の時点ではなお未定にしようとしていた黒緑オプションは一掃された。」FAZ vom 25. November 2010.

(61) Stern, Nr.48, 25. November 2010, <http://www.stern.de/politik/deutschland/CDU-vize-roettgen- im-stern-keine-festlegung-auf-FDP-1626921.html> (2011年9月13日現在)

(62) FAZ vom 27. November 2010; 成立した法律については、Bundesgesetzblatt Teil I Jahrgang 2010, Nr. 62, Ausgegeben zu Bonn am 13. Dezember 2010, S.1804ff.

この結果に対して、ラインラント・プファルツ州首相ベックは憲法訴訟を提起する方針であることを再度表明し、「訴訟が成功した場合には、すべての立法計画は新たに協議されるべきである」と述べた。その後、2011年2月末には、同州の他、ベルリン市、ブレーメン市、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ブランデンブルク州が共同で、原発の稼働期間延長を規定した原子力法改正法案を違憲とする規範統制訴訟を連邦憲法裁判所に提起した。また、この直後の3月はじめには、SPDと緑の党の連邦議会議員団も同様の提訴を行った。これらの規範統制訴訟と並んで、環境保護団体グリーン・ピースも原子力法改正法案を違憲とする訴訟を起こした。

なお、これらの法案と成立後の展望についての邦語文献としては、東海邦博「ドイツ、脱原発政策を見直し―見返りは核燃料税と再エネへの投資―」エネルギー・レビュー、Vol.31、No.1、2011年、38頁以下。